

「大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）」および「カーボンニュートラル投資促進税制」について、令和8年度税制改正の内容は後日公表いたします。

中小企業税制

〈令和8年度版〉



1	法人税の軽減
2	率 欠損金の欠損金の交際費課税の特例
3	繰越控除 繰戻還付 税の特例
4	固定資産 税の特例
5	中小企業 中小企業 少額減価償却資産 投資促進税制
6	中小企業 中小企業 少額減価償却資産 投資促進税制
7	中小企業 少額減価償却資産 投資促進税制
8	少額減価償却資産 投資促進税制
9	地方拠点 強化税制
10	中小企業 防災・減災投資促進税制
11	地方拠点 強化税制
12	公害防止 再生可能エネルギー 設備に係る課税の特例
13	再生可能エネルギー 設備に係る課税の特例
14	カーボンニュートラル 投資促進税制
15	研究開発税 促進税制
16	オープンイノベーション 促進税制
17	オープンイノベーション 促進税制
18	中小企業 事業承継 税制
19	事業承継 税制
20	不動産 取得税の特例
21	特別事業 再編計画 録免許の軽減
22	中小企業 事業再編 準備金
23	エンジェル 消費税率 外国入旅 消費税率の特例
24	外国入旅 消費税率の特例
25	消費税率の特例
26	国税の猶予制度

はしがき

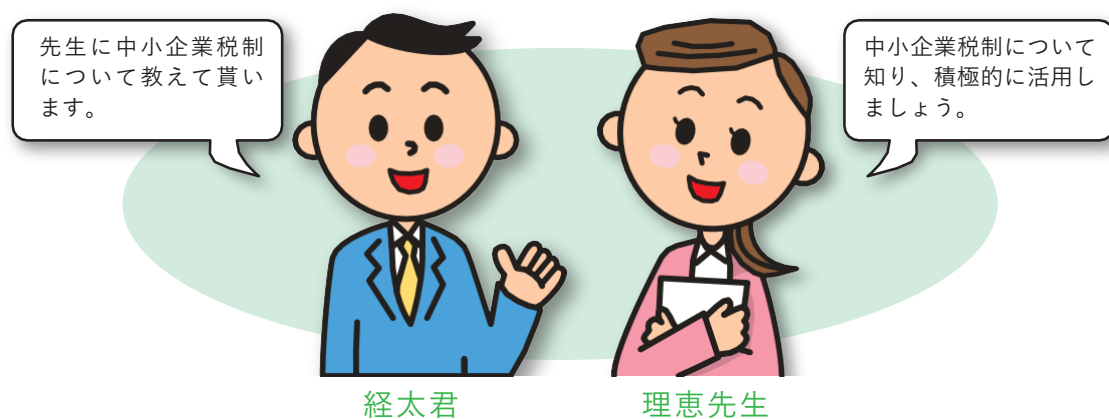
地域の経済と雇用を支えているのは中小企業の皆様です。

こうした中小企業を応援する、様々な税制上の措置が用意されているのを御存知でしょうか？

新しい設備を導入して生産性を上げようとする場合、賃上げに取り組む場合、自然災害への事前対策の強化に取り組む場合、新規事業開拓のために試験研究をする場合、後継者へ経営のバトンタッチ(事業承継)を行う場合など、企業活動の様々な局面に応じて使える税制が用意されています。

本パンフレットでは、中小企業の皆様に、代表的で、使ってお得な税制措置について、具体的な内容のポイントについて解説しています。「税制は難しいから…」と敬遠せず、経営上の課題の解決や経営戦略に応じて、上手に活用していただければ幸いです。

キャラクターの紹介



1. 法人税率の軽減	法人	3
中小法人は、法人税率が低くなっています		
2. 欠損金の繰越控除	法人	4
赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します①		
3. 欠損金の繰戻還付	法人	5
赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します②		
4. 交際費課税の特例	法人	6
新しい顧客の開拓、お得意様との関係維持のために		
5. 固定資産税の特例	個人事業主 法人	7
中小企業の前向きな設備投資や賃上げ		
6. 中小企業経営強化税制	個人事業主 法人	9
経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします		
7. 中小企業投資促進税制	個人事業主 法人	22
生産性を高めるような設備投資を応援します		
8. 少額減価償却資産の特例	個人事業主 法人	24
事務負担軽減のために40万円未満の少額資産は即時に全額を損金算入できます		
9. 地域未来投資促進税制	個人事業主 法人	25
建物・機械等の取得等により、地域経済を牽引する事業者を応援します		
10. 中小企業防災・減災投資促進税制	個人事業主 法人 個人	27
自然災害への事前対策の強化を応援します		
11. 地方拠点強化税制	個人事業主 法人	29
本社機能を有する拠点の地方移転等を行う事業者を応援します		
12. 公害防止設備に係る課税標準の特例措置	個人事業主 法人	31
公害防止設備への投資を応援します		
13. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	個人事業主 法人	33
再生可能エネルギー発電設備にかかる固定資産税を軽減します		
14. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	個人事業主 法人	34
生産工程等の脱炭素化に取り組む設備投資を応援します		
15. 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)	個人事業主 法人	36
試験研究費の額の一定割合を税額控除することができます		
16. オープンイノベーション促進税制(新規出資型)	法人	39
オープンイノベーションを目的としたスタートアップへの出資を応援します		
17. オープンイノベーション促進税制(M&A型)	法人	42
スタートアップM&Aによるイノベーション創出を応援します		
18. 中小企業向け賃上げ促進税制	個人事業主 法人	45
積極的な賃上げや雇用増に取り組む企業を応援します		
19. 事業承継税制	個人事業主 法人の経営者	48
スムーズな事業承継を支援します		
20. 不動産取得税の特例	個人事業主 法人	60
M&Aを通じた社外への事業承継を支援します		
21. 特別事業再編計画に係る登録免許税の軽減	法人	61
成長志向の中堅・中小企業が行うグループ化の取組みを後押しします		
22. 中小企業事業再編投資損失準備金	法人	62
中堅・中小企業によるM&Aを後押しします		
23. エンジェル税制		66
個人によるスタートアップ投資・起業を応援します		
24. 外国人旅行者向け消費税免税制度		69
外国人旅行者の消費拡大、受入強化のため、外国人旅行者向けに消費税が免除される制度です		
25. 消費税の特例	個人事業主 法人	71
消費税の納税負担が軽減されます		
26. 国税の猶予制度	個人事業主 法人	74
国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります		

1

法人税率の軽減

～中小法人は、法人税率が低くなっています～

制度の概要

法人税の税率は原則として23.2%です。ただし、一定の中小法人は、平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の部分については、税率が15%に軽減されています（本則：19%）。

区分※2		所得	税率
普通法人	中小法人※3	年800万円以下の部分 年800万円超の部分	15%※1 23.2%
	中小法人以外の法人	全額	23.2%
一般社団法人等※4		年800万円以下の部分 年800万円超の部分	15%※1 23.2%
公益法人等※5		年800万円以下の部分 年800万円超の部分	15%※1 19%
協同組合等※6		年800万円以下の部分 年800万円超の部分	15%※1 19%

※1 その事業年度の所得金額が年10億円を超える場合は、17%。

※2 この特例の適用対象者からは、通算法人は除かれます。

※3 この特例の適用対象者からは、前3事業年度の所得金額（過去3年平均）が15億円を超える法人は除かれます。

※4 一般社団法人等とは、法人税法別表第2に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。原則として非課税ですが、収益事業から生じた所得には課税されます（※7）。

※5 公益法人等とは、法人税法別表第2に掲げる法人のうち、一般社団法人等を除いた法人をいいます。原則として非課税ですが、収益事業から生じた所得には課税されます（※7）。

※6 協同組合等とは、法人税法別表第3に掲げる法人をいいます。

※7 収益事業を行う場合以外でも、法人課税信託の引受けを行う場合等においては、課税の対象となります。

適用対象者

中小法人（注）

（注1）中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人をいいます。

（注2）法人税率の軽減の適用を受けるためには、法人税申告時に「適用額明細書」を添付して税務署に提出する必要があります。

大企業の子会社は、中小法人に該当しないと聞いたことがあるんですが…。



そうですね。次の法人は、資本金の額が1億円以下でも中小法人とはなりません。

- ①相互会社
- ②大法人（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人、相互会社又は受託法人）の100%子会社
- ③完全支配関係（100%の出資関係）にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ④投資法人
- ⑤特定目的会社
- ⑥受託法人

適用期間

令和9年3月31日まで

条文

法人税法第66条（各事業年度の所得に対する法人税の税率）
租税特別措置法第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）

～赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します①～

制度の概要

青色申告書を提出した事業年度において欠損金（税務上の赤字）が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除することで、法人税の負担を軽減できます。

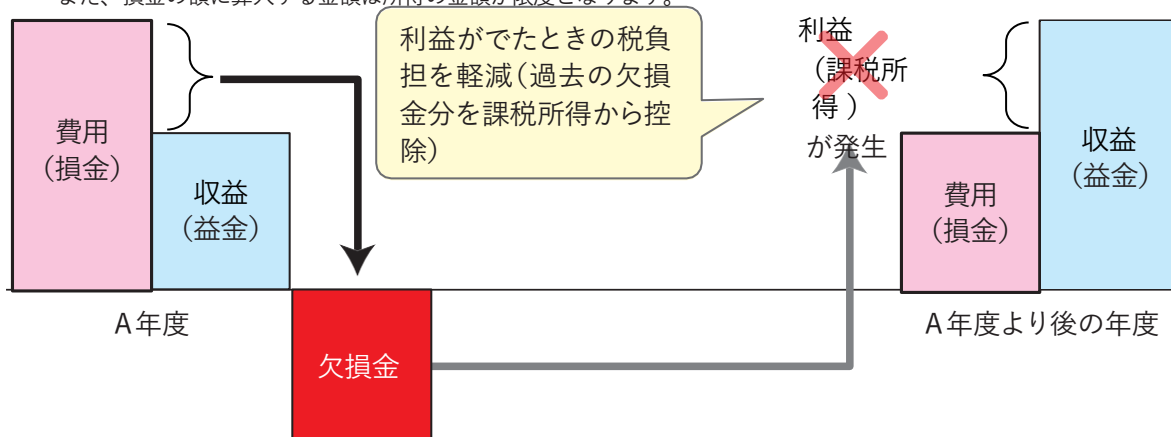
欠損金とは、その事業年度の所得の計算において、益金の額よりも損金の額が多かった場合の益金の額を超える部分の金額をいいます。

中小法人（P3参照、注1）は、各事業年度開始の日前10年以内（注2）に開始した事業年度において生じた欠損金（注3）を、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます。

（注1）大通算法人は所得金額の100分の50相当額が控除限度額となります。

（注2）平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じた欠損金の繰越期間は、9年間となります。

（注3）欠損金の繰戻しによる還付（P5参照）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額は除かれます。また、損金の額に算入する金額は所得の金額が限度となります。



具体例

A株式会社は、令和6年3月決算に2,000万円の欠損金が生じました。その場合の翌期以降の所得金額は次のようになります。

	欠損金控除前の所得	所得の計算	欠損金の残高など
令和7年3月	500万円	0万円(欠損金 2,000万円 > 500万円)	2,000万円 - 500万円 = 1,500万円
令和8年3月	300万円	0万円(欠損金 1,500万円 > 300万円)	1,500万円 - 300万円 = 1,200万円
令和9年3月	200万円	0万円(欠損金 1,200万円 > 200万円)	1,200万円 - 200万円 = 1,000万円
令和10年3月	800万円	0万円(欠損金 1,000万円 > 800万円)	1,000万円 - 800万円 = 200万円
令和11年3月	100万円	0万円(欠損金 200万円 > 100万円)	200万円 - 100万円 = 100万円
令和12年3月	300万円	200万円 (欠損金 100万円 < 300万円)	300万円から繰越欠損金 100万円を控除した 200万円が課税所得となります。

条文

法人税法第57条(欠損金の繰越し)

欠損金の繰戻還付

～赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します②～

制度の概要

青色申告書を提出する事業年度において欠損金が生じた場合、翌事業年度以降に繰り越すのではなく、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰り戻し、既に納めた法人税から、欠損金の分だけ還付を受けることができます。

中小法人(P3参照、注)が欠損金の繰戻還付の適用を受けるためには、以下の条件を満たすことが必要です。

- ①欠損金が生じた事業年度、その事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度ともに青色申告書で確定申告していること
- ②欠損金が生じた事業年度の青色申告書を提出期限内（原則として事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内）に提出していること
- ③欠損金の繰戻しによる還付請求書を欠損金が生じた事業年度の確定申告書に添付して提出していること

(注) 大通算法人は除かれます。

還付請求できる法人税の額 =

前期の法人税額 × 当期の欠損金 ※ ÷ 前期の所得金額

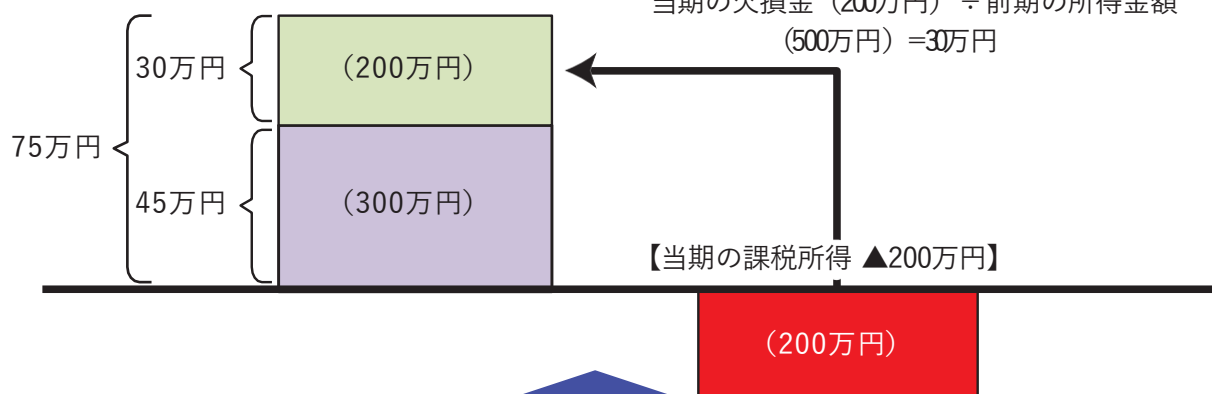
※前期の所得金額が限度となります。

【前期の課税所得 500万円】

法人税額 (500万円) × 15% = 75万円

【還付額の計算】

前期の法人税額 (75万円) ×
当期の欠損金 (200万円) ÷ 前期の所得金額
(500万円) = 30万円



前期の課税所得500万円から当期の欠損金200万円を控除して法人税額を計算すると45万円となります。

既に支払った税金75万円と45万円の差額30万円が還付請求額と考えるとわかり易くなります。

条文

法人税法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)

租税特別措置法第66条の12 (中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

4

交際費課税の特例

～新しい顧客の開拓、お得意様との関係維持のために～

制度の概要

法人が支出した交際費等は、原則として、全額損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人（P3参照）は、①800万円までの交際費等の全額損金算入②接待飲食費の50%の損金算入（注1）の選択適用が認められています（注2）。

（注1）接待飲食費の50%の損金算入の適用は中小法人以外の法人（事業年度終了の日における資本金の額等が100億円以下の法人に限る）にも認められています。

（注2）適用期間は令和9年3月31日までに開始した事業年度です。

交際費等とは……

交際費等とは、交際費、接待費などの費用で、その法人の得意先、仕入先など事業の関係者への接待、供応、慰安、贈答などの行為のために支出するものをいいます。

また、接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用のことをいいます。

1人当たり10,000円以下の飲食費の取扱い

社外の人との飲食等で1人当たり10,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれています。

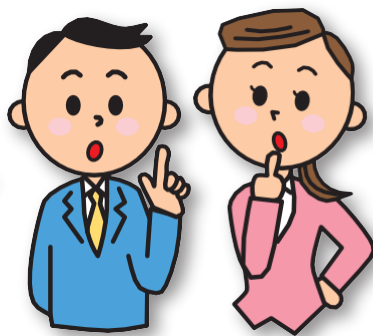
ただし、飲食等のあった年月日、参加した者等の氏名・名称や関係、参加した者の数、飲食等に要した費用の額、飲食店の名前と所在地、その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項を記載した書類を保存する必要があります。

（注）10,000円を超えた支出の場合は、超えた部分だけが交際費等の範囲から除外されるのではなく、10,000円を超えた費用全額が交際費等に該当します。

適用手続

法人税の確定申告書に別表15（交際費等の損金算入に関する明細書）を添付すること

個人事業主は交際費を使えないの？



そんなことないわよ。個人事業主は、事業に必要な限り、きちんと経費に入れることができるわよ。

条文

租税特別措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）

～中小企業の前向きな設備投資や賃上げを後押しします～

制度の概要

中小事業者等が、特例適用期間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）内に、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。

また、計画に位置付けた賃上げ方針が3%以上のものである場合は、5年間、1/4に軽減されます。

固定資産税の特例の概要

対象者※1	中小事業者等のうち、先端設備等導入計画（以下「計画」という。）の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備等※1	年平均の投資利益率が5%以上となるが見込まれる投資計画に記載された投資目的を達成するために必要不可欠な①～④の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 ①機械装置（160万円以上） ②測定工具及び検査工具（30万円以上） ③器具備品（30万円以上） ④建物附属設備（※2）（60万円以上）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること／中古資産でないこと
特例措置	・1.5%以上の賃上げ表明を行った場合は固定資産税の課税標準を3年間に限り1/2に軽減 ・3.0%以上の賃上げ表明を行った場合は固定資産税の課税標準を5年間に限り1/4に軽減

※1 市町村によって異なる場合があります。 ※2 償却資産として課税されるものに限りません。

中小事業者等とは

- ・資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金若しくは出資金の額が5億円以上である法人との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

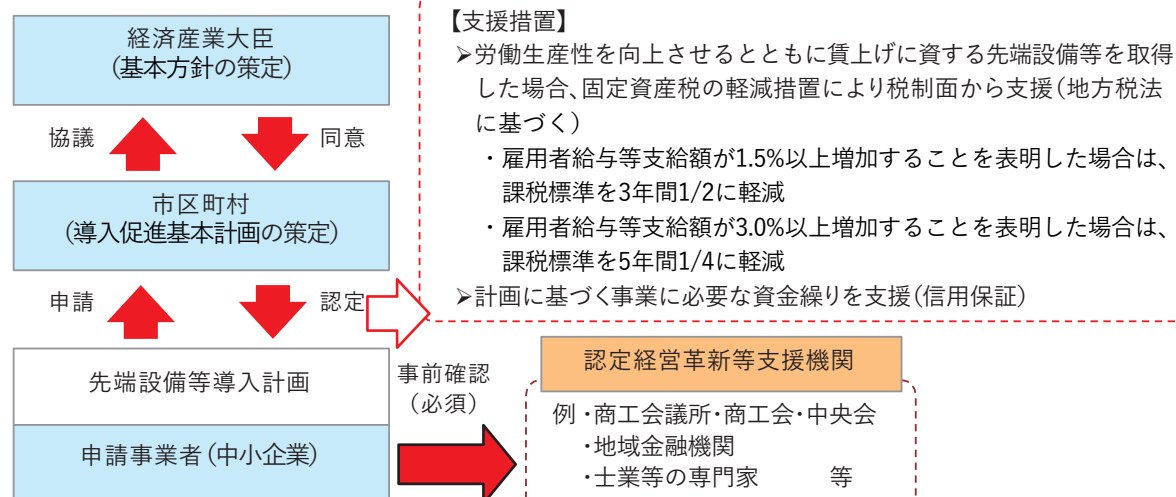
条文

地方税法附則第15条第42項

適用要件

令和9年3月31日までに、対象設備等の取得等を行うこと

【概要】



計画認定対象者

- ・中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）であること
下の表の資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしている事業者

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注)税制支援を受けるにあたっては、この認定要件を満たしたうえで、前ページの「中小事業者等とは」に該当する必要があります。

計画認定要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○基本方針及び導入促進基本計画（※）に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合があります。

手続き

※詳細については中小企業庁ホームページをご覧ください。

- (1) 計画の申請にあたっては、認定経営革新等支援機関に事前確認が必要です。身近な認定経営革新等支援機関にご相談ください。
- (2) 認定経営革新等支援機関による事前確認後、先端設備等の導入先の市町村（東京都特別区含む）に対し、先端設備等導入計画の申請をしてください。また、固定資産税の特例を活用するためには、対象設備が投資利益率の要件を満たすことについて、申請前に認定経営革新等支援機関による事前確認を受ける必要があります。さらに、申請前に従業員に対して賃上げ表明を行うとともに、賃上げ表明したことを証する書類も提出する必要があります。
- (3) (2) で市町村（東京都特別区含む）から認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、償却資産申告書とともに、所定の書類及び投資計画に関する確認書の写し、認定を受けた計画の写し、認定書の写しを、償却資産が所在する各区の都税事務所又は市町村税務部署に提出してください。

問い合わせ先

先端設備等の導入先の市町村（東京都特別区含む）

6

中小企業経営強化税制

～経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします～

制度の概要

本制度は、中小企業者等で中小企業等経営強化法の認定を受けた一定のものが、経営力向上計画に基づき、対象設備（建物を除く）の取得等をした場合に、特別償却（注1）又は取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超で一定の法人は7%）（注2）が選択適用できるものです。また、売上高100億円超を目指すロードマップ作成等を要件に、建物を新增設した場合における建物及びその附属設備については、特別償却（取得価額の最大25%）又は税額控除（取得価額の最大2%）（注3）が選択適用できるものです。

- （注1）特別償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、普通償却限度額と併せその取得価額の全額を償却（即時償却）することができます。また、特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
- （注2）税額控除は、中小企業投資促進税制（P22参照）の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。
- （注3）賃上げ率2.5%以上の場合、特別償却（取得価額の15%）又は税額控除（取得価額の1%）の選択適用、賃上げ率5%以上の場合、特別償却（取得価額の25%）又は税額控除（取得価額の2%）の選択適用。

適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等（注1）又は中小事業者（注2）」で、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定を受けた同法の「特定事業者等（注3）」に該当するもの

（注1）本制度において中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等若しくは商店街振興組合をいいます。

○中小企業者…以下の法人をいいます。

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ただし、以下の法人は対象外

- ①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③前3事業年度の所得金額（過去3年平均）が15億円を超える法人

○農業協同組合等

農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会

（注2）中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主をいいます。

（注3）特定事業者等とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- ①常時使用する従業員の数が一定数以下の会社及び個人であって、中小企業等経営強化法に定める特定の事業を主たる事業として営むもの
- ②企業組合又は協業組合
- ③事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及び連合会であって、一定のもの
- ④一般社団法人であって①から③に該当するものを直接又は間接の構成員とする一定のもの
- ⑤常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人若しくは特定非営利活動法人又は個人（①から④に該当する者を除く）

※なお、上記の農業協同組合等のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会は経営力向上計画の認定を受けることができませんので、本制度の対象外となります。

※本制度及び中小企業投資促進税制（P22）については、上記（注1）①及び②に該当する法人（みなし大企業）から、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一定の承認会社から2分の1を超える出資を受ける農地法に規定する農地所有適格法人は除かれていますので、その農地所有適格法人は本制度の対象となります。

適用要件

令和9年3月31日までに、対象設備の取得等をして指定事業の用に供すること。
詳細は次ページ以降をご確認ください。

対象設備

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（40万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品（40万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	
経営規模拡大設備 (E類型)	●投資利益率が年平均7%以上 ●売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ●売上高成長率年平均10%以上を目指す ●前年度売上高10億円超90億円未満 ●最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ●賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（40万円以上） 器具備品（40万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（合計1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

- ※1 発電用の機械装置・建物・建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について本税制を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。
詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」よくあるご質問を確認してください。
- ※2 医療用の器具備品・建物・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得等をするものを除きます。
- ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくはP23の「対象となるソフトウェア」を確認してください。
- ※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの及び暗号資産マイニング業の用に供する設備等を除きます。
- ※5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制の対象となる場合があります。
詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>
- ※6 リース資産の取扱いについてはP21Q7をご参照ください。

指定事業

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業（注3）、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

- （注1）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。
- （注2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。
- （注3）料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定事業となります。

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特列名（措法10の5の3）を記入し、特別償却に関する明細書を確定申告書に添付すること。
- ・税額控除の場合、明細書を確定申告書に添付すること。
- ・経営力向上計画申請書及び認定書（いずれも写し）を添付すること。

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に特別償却の付表と適用額明細書を添付すること。
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に別表と適用額明細書を添付すること。
- ・経営力向上計画申請書及び認定書（いずれも写し）を添付すること。
- ・供用事業年度の給与増加割合に関する報告書の写しを添付すること。 ※E類型を適用する場合

条文

租税特別措置法

第10条の5の3（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の4（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】

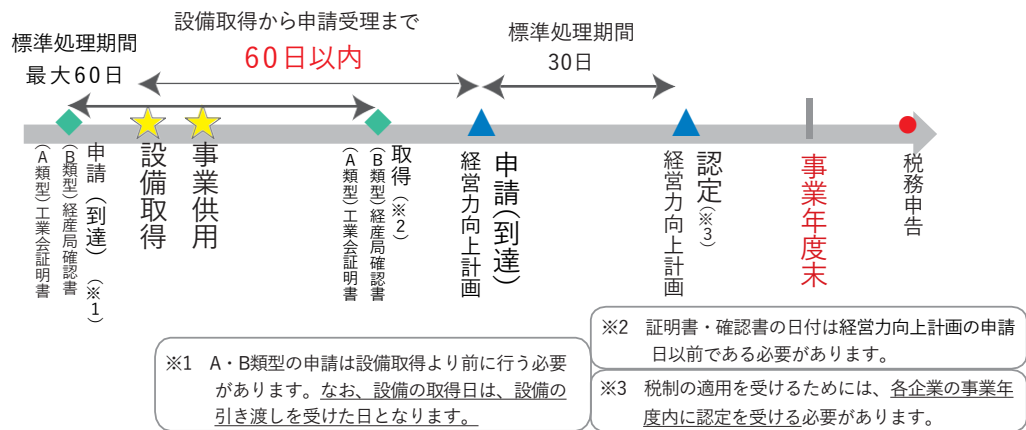
制度の詳細

本制度の適用を受けるためには、経営力向上計画の中で、①生産性向上設備、②収益力強化設備、③経営資源集約化設備又は④経営規模拡大設備等として認定を受けることが必要になります。原則、設備の取得前に経営力向上計画の認定を受ける必要がありますので、本制度をご検討の際は、お早めに手続きを進めてください。

なお、原則に従うことができない場合でも、A類型やB類型を活用するときは、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理されれば適用することが可能です。

【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

※D類型を活用する場合、事業承継等の実施後に設備を取得する必要があるため、例外措置の活用はできません。また、E類型を活用する場合も、例外措置の活用はできません。



①生産性向上設備（A類型）の適用手続き

要件（A類型）

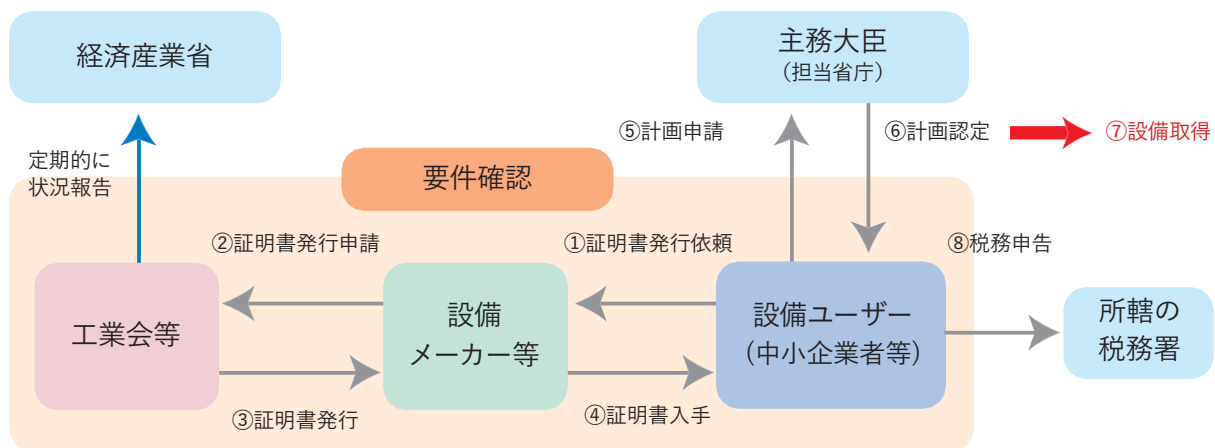
下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデルであること
(最新モデルである必要はない)
- ②経営力の向上に資するものの指標（単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること（※）
※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

設備の種類	用途又は細目	取得価額要件 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	40万円以上	5年以内
器具備品	全て	40万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る 情報収集機能及び分析・ 指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

手続き

- (1) 設備メーカー等に証明書の発行を依頼してください
生産性向上設備については、工業会等が前ページの要件を満たしていることを確認して、当該工業会等から証明書を発行してもらいます。
- (2) 経営力向上計画を策定してください
(1) で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、証明書（写し）を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。
- (3) 設備取得 & 税務申告
(2) で主務大臣の認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付してください（P10「適用手続」参照）。



工業会等の問い合わせ先

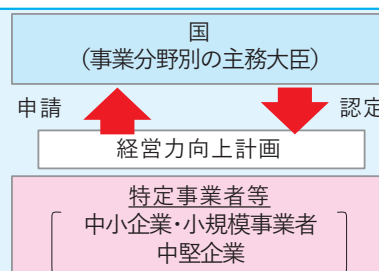
中小企業庁のホームページで、証明書を発行する工業会等のリストを掲載しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai/kougyoulist.pdf>

また、より詳細な手続きについては、中小企業庁のホームページで手引きを公開しておりますので、ご確認ください。
なお、本税制の適用に関する一般的なご質問やご相談については国税局電話相談センター（電話：0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）URL：https://www.nta.go.jp）、個別の取引に関するご相談は税理士又は所轄の税務署にご連絡ください。

（コラム）中小企業等経営強化法について

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制措置や金融支援等を受けることができます。



②収益力強化設備(B類型)／経営資源集約化設備 (D類型)の適用手続き

要件 (B 類 型)

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

年平均の投資利益率が7%以上となることを見込まれることにつき経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

要件 (D 類 型)

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもので、経営力向上計画に事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものであって、経営力向上計画に従って事業承継等を行った後に取得等をするもの

計画終了年次の修正ROA又は有形固定資産回転率が以下表の要件を満たすことを見込まれるものであることにつき経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

計画期間	修正ROA	有形固定資産回転率
3年	+0.3%ポイント	+2%
4年	+0.4%ポイント	+2.5%
5年	+0.5%ポイント	+3%

対象設備（共通）

設備の種類	用途又は細目	取得価額要件 (1台1基又は一の取得価額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	40万円以上
器具備品	全て	40万円以上
建物附属設備	全て	60万円以上
ソフトウェア	全て	70万円以上

投資利益率の計算（B 類型）

年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{\text{「営業利益＋減価償却費※1」の増加額※2※3}}{\text{設備投資額※4}}$$

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降、取得設備の最長の減価償却期間までの平均額

※3 任意期間（3年から5年までのいずれかを設定）を超える年度の額は、当該年度の前年度の額に任意期間の最終年度の前年比増加率を乗じて加えた額

※4 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

修正ROA又は有形固定資産回転率の計算（D 類型）

目標値となる修正ROA又は有形固定資産回転率は、次の算式によって算定します。

$$\text{修正ROA (変化分)} = \frac{\text{計画終了年度における 営業利益＋減価償却費※1＋研究開発費※1}}{\text{計画終了年度における総資産※2}} \div \frac{\text{基準年度※3における 営業利益＋減価償却費＋研究開発費}}{\text{基準年度における総資産}}$$

$$\text{有形固定資産回転率 (変化率)} = \frac{\text{計画終了年度における売上高}}{\text{計画終了年度における有形固定資産※2}} \div \frac{\text{基準年度※3における売上高}}{\text{基準年度における有形固定資産}}$$

※1 会計上の減価償却費及び研究開発費

※2 帳簿価額を指す。

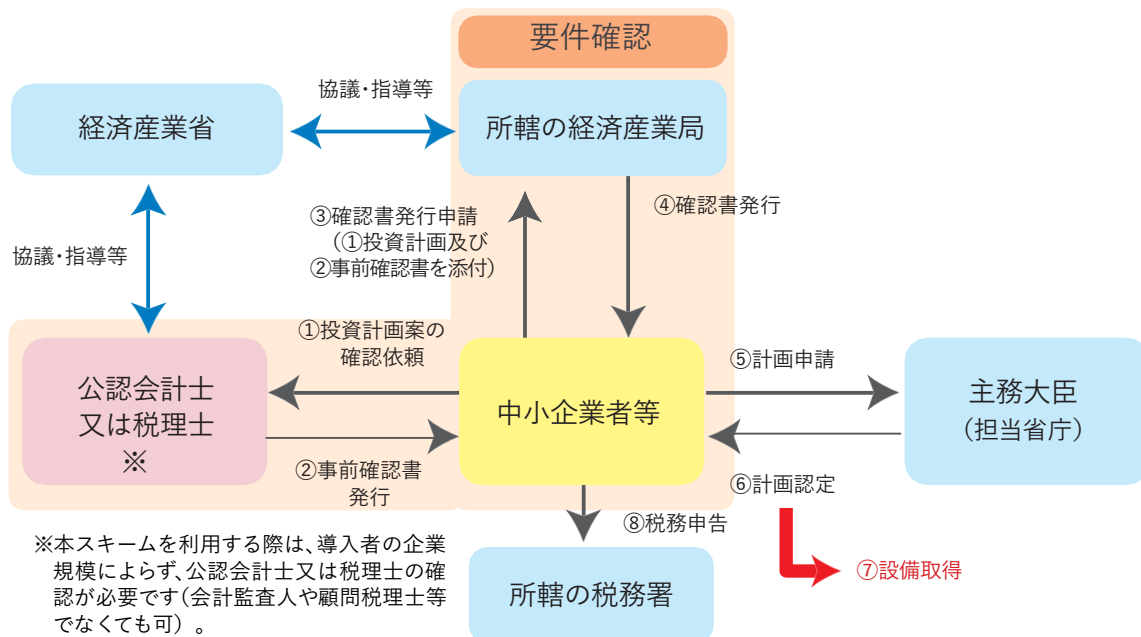
※3 計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値

手続き（共通）

- (1) まずはお付き合いのある税理士又は公認会計士にご相談ください
B類型・D類型の適用にあたっては、事業者において投資計画を策定して、その内容を税理士又は公認会計士に事前確認してもらい、事前確認書を取得する必要があります。
- (2) 経済産業局にご連絡したうえで、申請書をご提出・ご説明ください
本社所在地を管轄する経済産業局（次ページ参照）に投資計画とともに（1）の事前確認書をご提出・ご説明ください。
- (3) 経営力向上計画を策定してください
（2）で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、確認書（写し）を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。
- (4) 設備取得＆税務申告
（3）で主務大臣の認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付してください（P10「適用手続」参照）。

中小企業経営強化税制

税制 中小企業 経営強化 6



各経済産業局の問い合わせ先(B・D類型について)

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 中小企業課 (直通：011-709-3140)	北海道
○東北経済産業局 経営支援課 (直通：022-221-4806)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課 (直通：048-600-0298)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室 (直通：052-951-0253)	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課 経営力向上室 (直通：06-6966-6036)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課 (直通：082-205-5316)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課 (直通：087-811-8562)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援・金融課 経営力向上室 (直通：092-482-5593)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課 (直通：098-866-1755)	沖縄県

また、より詳細な手続きについては、中小企業庁のホームページで手引きを公開しておりますので、ご確認ください。
なお、減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、税理士又は所轄の税務署までお問い合わせください。

問い合わせ先

<経営強化税制・経営力向上計画について>

中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821 (平日9：30-12：00,13：00-17：00)

<本税制の適用について>

国税局電話相談センター 電話：0570-00-5901 (国税相談専用ダイヤル)

URL：<https://www.nta.go.jp>

個別の取引に関するご相談は、税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。

③経営規模拡大設備等（E類型）の適用手続き

要件（E類型）

下の表の対象設備のうち、以下の①及び②について経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備等

- ①年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること
- ②経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件に適合すること

対象設備

設備の種類	用途又は細目	取得価額要件 (1台1基又は一の取得価額)
機械装置	全て	160万円以上
工具	全て	40万円以上
器具備品	全て	40万円以上
建物及びその附属設備 ※生産性向上に資する設備の導入に伴って 新增設される建物及びその附属設備に限る	全て	合計1,000万円以上
ソフトウェア	全て	70万円以上

経営規模の拡大を行う投資計画について（E類型）

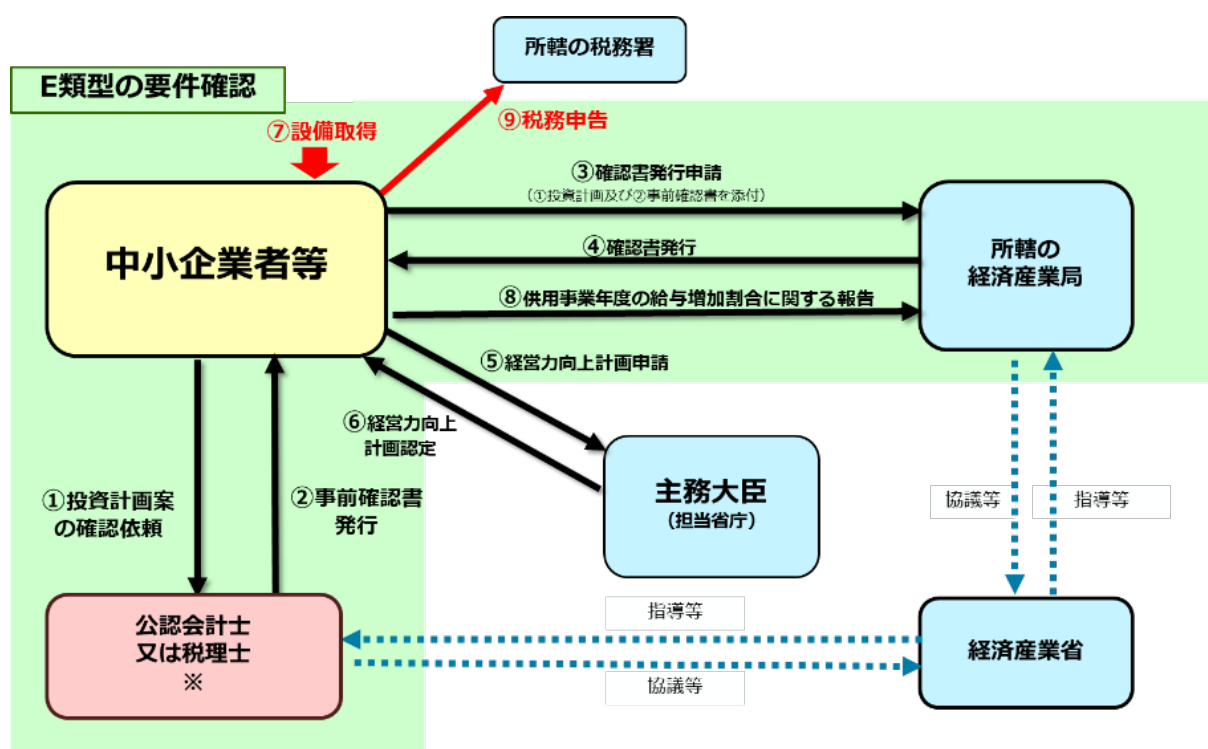
- 対象企業
 - ①申請の前事業年度の売上高10億円超90億円未満の法人。
 - ②売上高100億円超を目指すにあたり、事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること。
 - ※個人事業主は本税制をご利用することは出来ません。
 - ※E類型を利用する場合、投資計画の確認申請書の申請日と経営力向上計画の申請日が同一事業年度でなければ、認定を受けることは出来ません。
- 投資計画の内容
 - ①売上向上のための取組及び設備投資時期を示したロードマップを策定すること。
 - ②売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指すこと。
 - ③給与等の支給額を増加させることが明確に示されていること。
 - ※本税制を利用するためには事前に100億宣言 (<https://growth-100-oku.smrj.go.jp>) を行う必要があります。
- 経営規模拡大設備等
 - ①導入予定の設備が売上高の増加に貢献するものであること。
 - ②経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が1億円又は経営規模拡大設備等を取得する前事業年度の売上高の5%相当額のいずれか高い金額以上であること。
 - ③生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。

経営力向上計画の認定後、E類型の要件を満たさなくなった等の場合は、経営力向上計画の変更申請を行い、E類型に関する記載は削除してください。

なお、経営力向上計画申請書にE類型の設備等が記載されている企業は、中小企業投資促進税制（P22）及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（P24）を受けることができません。

手続き

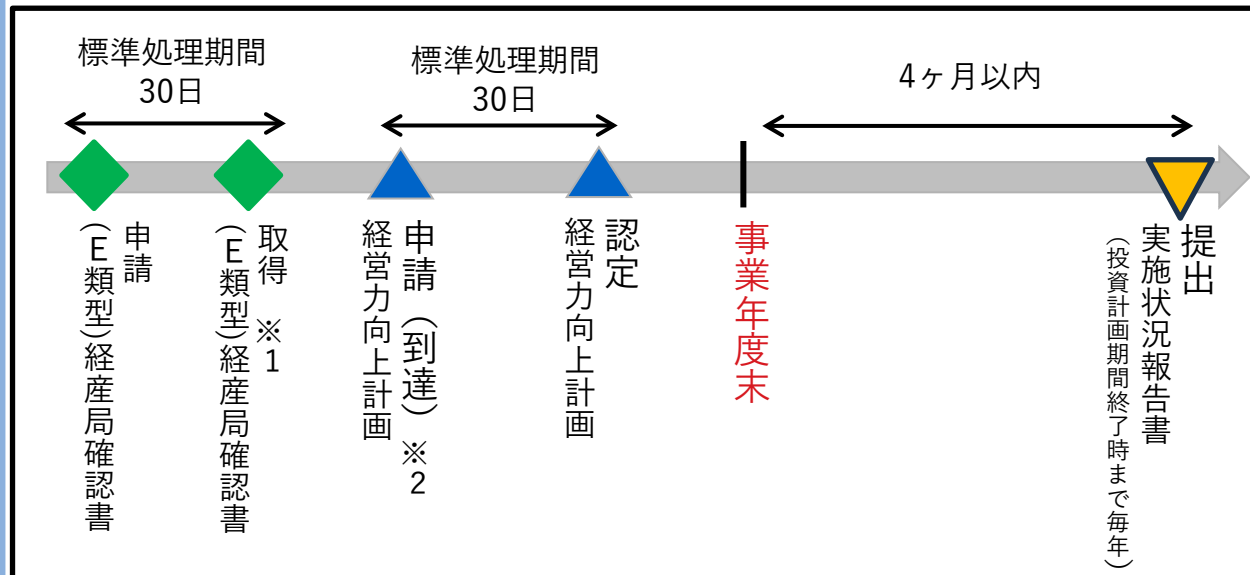
- (1) まずはお付き合いのある税理士又は公認会計士にご相談ください
Eタイプの適用にあたっては、事業者において投資計画を策定して、その内容を税理士又は公認会計士に事前確認してもらい、事前確認書を取得する必要があります。
- (2) 経済産業局にご連絡したうえで、申請書をご提出・ご説明ください
本社所在地を管轄する経済産業局（P19参照）に投資計画とともに（1）の事前確認書をご提出・ご説明ください。
- (3) 経営力向上計画を策定してください
（2）で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、確認書（写し）を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。
- (4) 設備取得 & 税務申告
（3）で主務大臣の認定を受けた後、設備を取得してください。設備の取得後、中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告書を経済産業局に提出してください。
なお、税務申告の際は、④の確認書及び確認申請書、⑤の申請書、⑥の認定書並びに⑧の中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告書（いずれも写し）を添付してください。



※本類型を利用する際は、申請者の企業規模によらず、公認会計士又は税理士の確認が必要（会計監査人や顧問税理士等でなくても可）

【参考】E類型の活用を希望する場合の申請・報告フローについて

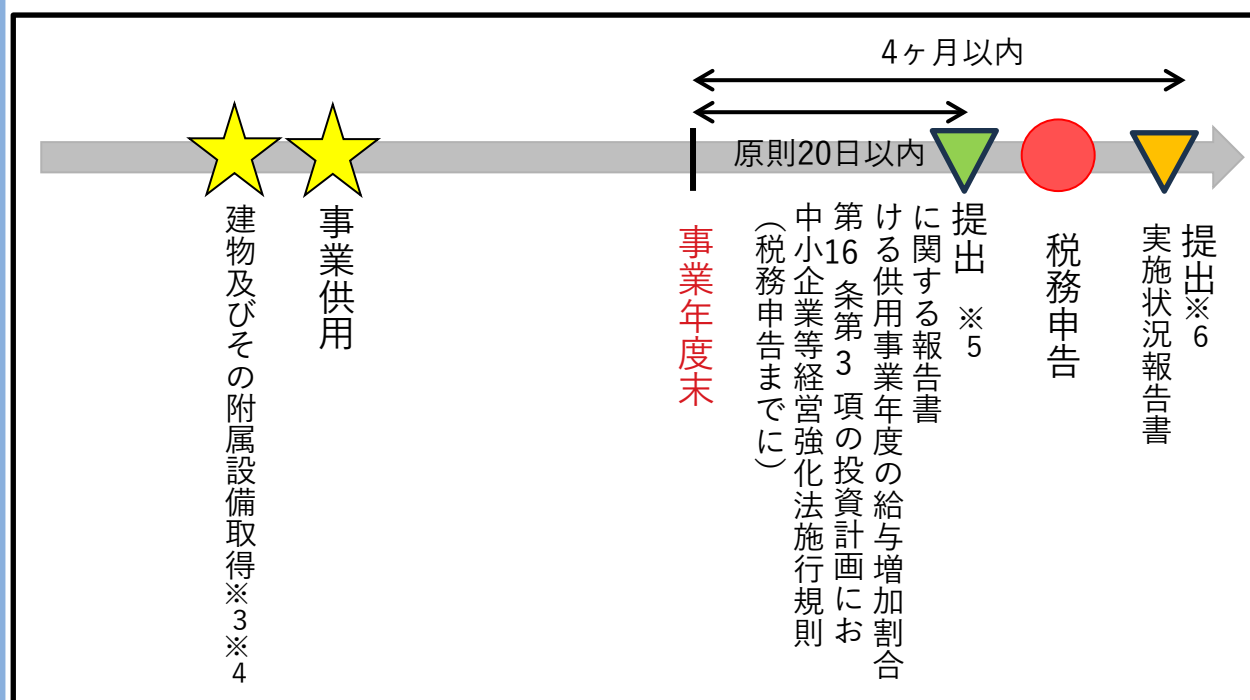
【1 年目】



※1 確認書の日付は経営力向上計画の申請日以前である必要があります。

※2 確認申請書の申請日と経営力向上計画の申請日が同一事業年度である必要があります。

【建物及びその附属設備を取得する年度】



※3 確認書申請日より前に着工された建物は、投資計画に記載することはできません。

※4 建物及びその附属設備の取得は経営力向上計画の認定後である必要があります。

※5 給与増加割合に関する目標を達成した報告書を提出した経営力向上計画は、E類型に関する記載を削除する旨の変更申請はできません。

※6 中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告書の提出又は税務申告の前に提出しても構いません。

各経済産業局のお問い合わせ先(E類型について)

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 中小企業課 (直通：011-709-3140)	北海道
○東北経済産業局 経営支援課 (直通：022-221-4806)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課 (直通：048-600-0298)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室 (直通：052-951-0253)	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課 経営力向上室 (直通：06-6966-6036)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課 (直通：082-205-5316)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課 (直通：087-811-8562)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援・金融課 経営力向上室 (直通：092-482-5593)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課 (直通：098-866-1755)	沖縄県

また、より詳細な手続きについては、中小企業庁のホームページで手引きを公開しておりますので、ご確認ください。

なお、減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、税理士又は所轄の税務署までお問い合わせください。

問い合わせ先

<経営強化税制・経営力向上計画について>

中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

<本税制の適用について>

国税局電話相談センター 電話：0570-00-5901 (国税相談専用ダイヤル)

URL：<https://www.nta.go.jp>

個別の取引に関するご相談は、税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。

よくある質問とその回答

Q1 生産等設備について

【問】 本税制の対象となる生産等設備とはどのような設備を指すのか。

【答】 生産等設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動（以下「生産等活動」という）の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象外となります。

一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となります。

Q2 取得価額の範囲

【問】 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。

【答】 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入代価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

Q3 補助金制度との併用について

【問】 設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、税制の対象となるのか。

【答】 原則として対象になります。法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。また、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。

Q4 単品の取得価額の判定について

【問】 単品の取得価額は、どのように判定するのか。

【答】 機械及び装置又は工具、器具及び備品の一台又は一基の取得価額が160万円以上又は40万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が取得価額要件の判定の基本となります。個別のケースにおいて判断に迷われる場合は、税理士又は所轄の税務署にお尋ねください。

Q5 取得のタイミングについて

【問】 取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。

【答】 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが進んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別のケースにおいて判断に迷われる場合は、税理士又は所轄の税務署にお尋ねください。

Q6 事業の用に供するとは

【問】 事業の用に供するとは、具体的にどのタイミングを指すのか。

【答】 業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別のケースにおいて判断に迷われる場合は、税理士又は所轄の税務署にお尋ねください。

Q7 リース資産の取扱い

【問】 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。

【答】 ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能（特別償却は利用不可）となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

Q8 他の税制との重複適用について

【問】 他の税制との重複適用は可能か。

【答】 同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできませんが、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。

Q9 対象業種について

【問】 これらの税制措置は業種問わず利用することは可能か。

【答】 中小企業経営強化税制の指定事業については、P10「指定事業」をご覧ください。

Q10 売電を目的とした発電設備等の取扱い

【問】 売電を目的とした発電設備等の導入は対象になるのか。

【答】 全量売電の場合には、電気業の用に供する設備になると考えられます。電気業については中小企業経営強化税制の指定事業に含まれておらず、対象となりませんのでご注意ください。
また、経営力向上計画の実施期間のうち、経営力向上計画に基づき導入する発電設備等により発電される電気の販売を行おうとする期間において、その発電設備等により発電される電気のうち販売のための電気の占める割合が2分の1を超える場合については、本税制の対象外となります。

Q11 働き方改革に資する設備について

【問】 働き方改革に資する設備は本税制の対象となるか。

【答】 これらの設備は、本税制の要件を満たしていれば対象となります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

● CHECK!!

その他、よくある質問については、中小企業庁のホームページでQ & A集を公開しておりますので、記のホームページ内のよくある質問をご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

7

中小企業投資促進税制

～生産性を高めるような設備投資を応援します～

制度の概要

本制度は、一定の機械装置等の対象設備の取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却（注1）又は取得価額の7%の税額控除（注2）が選択適用（税額控除は資本金の額等が3,000万円超で一定の法人は除く）できるものです。

（注1）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）税額控除は、中小企業経営強化税制（P9参照）の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等又は中小事業者」（P9参照）

中小企業経営強化税制のE類型（P16参照）の適用を受ける場合、E類型の投資計画の期間中は本措置の適用を受けることはできません。

適用要件

令和9年3月31日までに、対象設備の取得等をして指定事業の用に供すること。

対象設備

設備	取得価額要件
機械装置（注3）	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの （1台又は1基の取得価額が40万円以上かつその事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）
一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの （その事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む）
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上（注4）
内航船舶	全て（注5）

（注1）中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。ただし、内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む法人が貸付の用に供する設備は対象となります。

（注2）匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供する設備は対象外です。

（注3）コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他者に委託するものは対象外です。

（注4）普通貨物自動車は、道路運送車両法施行規則別表第一に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するものが対象です。

（注5）取得価額の75%が対象となります。また、総トン数500トン以上の内航船舶については、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む）の設置状況等に係る国土交通大臣への届出が必要です。

（注6）リース資産の取扱いについてはP21Q7をご参照ください。

指定事業

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業（注3）、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。

（注2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

（注3）料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定事業となります。

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法10条の3）を記入し、特別償却に関する明細書を確定申告書に添付すること。
- ・税額控除の場合、明細書を確定申告書に添付すること。

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に対象設備の償却限度額の計算明細書と適用額明細書を添付すること。
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に控除を受ける金額に関する明細書と適用額明細書を添付すること。

条文

租税特別措置法第10条の3（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】

よくある質問とその回答

Q

対象となるソフトウェア

【問】 本税制で対象となるのは、どのようなソフトウェアですか？

【答】 一の取得価額が70万円以上の一定のソフトウェアが対象となります。ただし、複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるソフトウェアは対象外となります。
また、サーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア、不正アクセス防御ソフトウェアのうち、国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)の規格15408に基づく評価・認証がないものは対象外となります。詳しくは租税特別措置法施行規則第5条の8【所得税】、第20条の3【法人税】をご参照ください。なお、上記規格に基づく評価・認証の有無については、ソフトウェアメーカーにご確認ください。

問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日9：30-12：00,13：00-17：00）

<本税制の適用について>

国税局電話相談センター 電話：0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）

URL：<https://www.nta.go.jp>

個別の取引に関するご相談は、税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。

8

少額減価償却資産の特例

～事務負担軽減のため、40万円未満の少額資産は
取得に全額損金算入できます～

制度の概要

中小企業は、取得価額が40万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、取得時にその全額を損金算入することができます。（合計300万円まで）

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者、農業協同組合等又は中小事業者（P9参照）

（注）中小企業者、農業協同組合等又は中小事業者であっても、以下のいずれかに該当する者及び通算法人は対象になりません。

- ①常時使用する従業員の数が400人を超える法人及び個人
- ②資本金の額等が1億円を超える農業協同組合等、相互会社並びに資本金の額等が1億円以下の投資法人及び特定目的会社のうち、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの

中小企業経営強化税制のE類型（P16参照）の適用を受ける場合、E類型の投資計画の期間中は本措置の適用を受けることはできません。

適用要件

令和11年3月31日までの間に、少額減価償却資産の取得等をして、事業の用に供すること。

適用手続

<個人事業主>

青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「摘要」欄に「措法28の2」と記載すること。

<法人>

法人税の確定申告書に別表と適用額明細書を添付すること。

<少額の減価償却資産の取扱い>

取得価額	10万円未満	20万円未満	40万円未満 ※中小企業者等のみ
必要経費、損金への算入	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	合計300万円以下

本則

少額減価償却資産の特例

※貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産は対象外です。

条文

租税特別措置法第28条の2（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）【所得税】
第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）【法人税】

9

地域未来投資促進税制

～建物・機械等の取得等により、地域経済を牽引する事業者を応援します～

制度の概要

都道府県知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた上で、当該計画について、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣による課税特例の確認を受け、当該計画に従って建物・機械等の取得等をした場合、取得価額の最大50%の特別償却又は取得価額の最大6%の税額控除が選択適用できます。

適用対象者

青色申告書を提出する個人又は法人で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業者

手続き

STEP1：都道府県知事による「地域経済牽引事業計画」の承認

「地域経済牽引事業計画」を作成し、市町村及び都道府県が策定する「基本計画」に適合するものとして、都道府県知事の承認を受けることが必要です。承認に当たっては、次の1～3までの要件を全て満たす必要があります。

- 1 「基本計画」で定める地域の特性の活用
- 2 高い付加価値の創出
- 3 地域への相当の経済的効果（売上・域内取引・雇用創出等）

STEP2：主務大臣による課税特例の確認

都道府県知事により承認された「地域経済牽引事業計画」に関し、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものであることの確認（課税特例の確認）を主務大臣から受けることが必要です。承認に当たっては、次の1～6までの要件を全て満たす必要があります。

- 1 評価委員会において先進的であると認められること、又は、災害特例の要件を満たすこと
- 2 労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上
- 3 設備投資額の合計額が1億円以上
- 4 設備投資額が前年度減価償却費の25%以上
※連結会社の場合には、連結財務諸表における減価償却費を用いる。
※対象事業者の議決権の過半数を有する外国法人等が存在する場合には、当該外国法人等の減価償却費と合算した額を用いる。
- 5 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率を5%以上上回ること
- 6 （旧計画がある場合）旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上、かつ、投資収益率が5%以上
〈上乗せ要件〉
【A①類型 7 + 8】・【A②類型 7 + 9】・【A③類型 7 + 11】・【B類型 7 + 8 + 9 + 10】
- 7 労働生産性の伸び率5%以上、かつ、投資収益率5%以上であること
※計画承認日が令和6年9月2日より前、又は、地域未来投資促進法第2条第3項に規定する中小企業者は、労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上であることとする
- 8 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上、かつ、1億円以上の付加価値を創出すること
- 9 対象事業者の直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上、かつ、対象事業において創出される付加価値額3億円以上であること
- 10 経営力の認定を受けた特定中堅企業者（産業競争力強化法第34条の2第1項）であって、設備投資額が10億円以上、かつ、「パートナーシップ構築宣言」へ登録済みであること
- 11 地域経済の成長、発展に特に資する業種に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上、かつ承認地域経済牽引事業で1億円以上の付加価値額を創出すること
※ 災害特例の事業は上乗せ要件の対象外
※ A①類型 計画承認日が平成31年4月1日以降であること
※ A②類型 計画承認日が令和5年4月1日以降であること
※ A③類型 計画承認日が令和7年4月1日以降であること
※ B類型 計画承認日が令和6年9月2日以降であること

地域未来投資促進税制

適用要件

令和10年3月31日までに、対象設備の取得等をして事業の用に供すること。

対象設備

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せA①②③類型	50%	5%
上乗せB類型	50%	6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象設備の取得価額の合計額のうち、本税制の対象となる金額は80億円が限度となります。

※税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が上限となります。

※対象設備を貸付けの用に供する場合や中古の対象設備を取得した場合は、本税制措置の対象とはなりません。

※地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備の取得等をした場合には、本税制措置の対象とはなりません。

※なお、特別償却の適用を受けようとする場合、税務申告の際は、対象設備の償却限度額の計算明細書及び適用額明細書を添付する必要があります。また、税額控除の適用を受けようとする場合、税務申告の際は、控除を受ける金額に関する明細書及び適用額明細書を添付する必要があります。

※リース資産の取扱いについてはP21Q7をご参照ください。

条文

租税特別措置法第10条の4

(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)【所得税】

租税特別措置法第42条の11の2

(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)【法人税】

問い合わせ先

■税制の一般的な質問について

経済産業省経済産業政策局 地域経済産業政策課 電話：03-3501-1697

最寄りの経済産業局等でも御相談に応じています。

北海道経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部地域経済課内)	011-709-1750
東北経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部企業成長支援課)	022-221-4807
関東経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部地域振興課内)	048-600-0271
中部経済産業局 (東海担当)	地域未来投資促進室(地域経済部地域振興・人材政策課内)	052-951-8457
中部経済産業局 (北陸担当)	地域未来投資促進室(電力・ガス事業北陸支局地域経済産業課内)	076-432-5518
近畿経済産業局	地域連携推進課	06-6966-6013
中国経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部地域経済課内)	082-224-5734
四国経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部地域経済課内)	087-811-8516
九州経済産業局	地域未来投資促進室(地域経済部企業成長支援課内)	092-482-5435
内閣府沖縄総合事務局	地域未来投資促進室(経済産業部企画振興課内)	098-866-1727

■本税制の適用について

国税局電話相談センター 電話：0570-00-5901 (国税相談専用ダイヤル)

URL：<https://www.nta.go.jp>

個別の取引に関するご相談は、税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。

～自然災害への事前対策の強化を応援します～

制度の概要

本制度は、中小企業等経営強化法（以下「法」という）に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、事業継続力強化設備等として当該認定計画に記載された対象設備の取得等をした場合に、取得価額の16%の特別償却が適用できるものです。

適用対象者

青色申告書を提出する中小事業者（注1）、中小企業者（注2）及びこれに準ずる法人（注3）で、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月16日）から令和9年3月31日までの間（以下「認定対象期間」という）に法に規定する事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者

（注1）（注2）P9参照

（注3）事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合

適用期間

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで。

※認定対象期間内に、法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けることが必要です。

対象設備

中小企業等経営強化法施行規則第29条の規定に基づき、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置（注）
器具及び備品 (40万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る）、防水シャッター（注）

（注）これらと同等に、「機械及び装置」及び「建物附属設備」については自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含みます。

※対象設備の詳細は、中小企業庁ホームページをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html#zesei>

※消防法及び建築基準法に基づき設置が義務づけられている設備、中古品、国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をする設備は対象外です。

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げするための架台で、資本的支出により取得等をするものを含みます。

※リース資産の取扱いについてはP21Q7をご参照ください。

適用手続

- (1) 事業継続力強化計画、連携事業継続力強化計画の作成及び認定の申請
事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を作成し、主たる事務所が所在する地域を管轄する経済産業局に認定申請を行ってください。
※詳細は中小企業庁ホームページを参照ください。
URL：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html#zeisei>
- (2) 設備の取得等・事業供用、税務申告
(1) で認定対象期間内に経済産業大臣の認定を受けた後、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された対象設備を当該計画の認定を受けた日から1年以内に取得等をし、事業の用に供してください。なお、税務申告の際は対象設備の償却限度額の計算明細書及び適用額明細書を添付する必要があります。

条文

租税特別措置法第11条の3（特定事業継続力強化設備等の特別償却）【所得税】
第44条の2（特定事業継続力強化設備等の特別償却）【法人税】

問い合わせ先

各経済産業局の問い合わせ先

（お問い合わせ先）	（管轄地域）
○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011-709-3140）	北海道
○東北経済産業局 中小企業課（直通：022-221-4922）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048-600-0394）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営支援課（直通：052-951-0521）	愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県
○近畿経済産業局 経営力向上室（直通：06-6966-6119）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 中小企業課（直通：082-224-5653）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 産業振興課（直通：087-811-8566）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 復興・事業継続推進室（直通：092-482-5561）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局 中小企業課（直通：098-866-1755）	沖縄県

中小企業庁経営安定対策室 電話：03-3501-1511（内線：5251）

11

地方拠点強化税制

～本社機能を有する拠点の地方移転等を行う事業者を応援します～

制度の概要

本社機能を有する拠点の地方移転や地方において拡充を行う場合、都道府県から事前に整備計画の認定を受けた事業者に対して、法人税等の減税措置を講じるものです。

適用対象者

青色申告書を提出する個人又は法人であって、令和10年3月31日までの間に、各都道府県知事の地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定を受けた事業者
※業種や企業規模に制限はありません。

対象施設

以下に掲げる施設（特定業務施設）※のいずれかに該当するものです。

事務所	全社的な業務又は複数の事業所に対する業務を行うもの ※調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門の一部、情報サービス事業部門、サービス事業部門の一部のために使用されるもの
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

※工場や店舗は対象外

特例措置の内容

東京23区から地方へ特定業務施設を移転する場合（移転型）や地方における特定業務施設を拡充する場合（拡充型）に、法人税等の減税を受けることができます。



※首都圏の一部は対象外



※首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

11

地方拠点
強化税制

特例措置の概要

○オフィス減税

特定業務施設（※）の新築、増築、購入（新築）、購入（中古）※に際して取得した建物等の価額に応じて、法人税等の税額控除又は特別償却を受けることができます。

※中古資産の購入及び当該購入に伴う改修を含みます。

	区分	税額控除	特別償却
移転型事業	新築、増築、購入（新築）	7 %（8 %）	25%
	購入（中古）	4 %	15%
拡充型事業	新築、増築、購入（新築）	4 %（5 %）	15%（20%）
	購入（中古）	2 %	10%

（括弧書きは上乗せ措置適用の場合）

※特定業務施設の新設に併せて整備する子育て支援施設も対象となります。

※中小企業者又は中小事業者（P9参照）は適用対象資産の取得価額の合計額が1,000万円以上の整備事業が対象です（大企業は4,500万円以上）。

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の対象となる金額は80億円が限度となります。

※リース資産の取扱いについてはP21Q7をご参照ください。

・地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から特定業務施設を事業の用に供した日を含む事業年度（以下、「供用年度」という）の終了の日までの期間内に、認定事業者において事業主都合による離職者がいないことの証明がなされていることが必要です。

・中小企業者又は中小事業者における上乗せ措置の要件は以下の通りです。

（要件の詳細や大企業に対する要件は地方拠点強化税制のHPに掲載しているQ&Aやパンフレットを御参照ください。）

①供用年度の終了の日においてその特定業務施設に勤務する特定雇用者の増加数が20人以上。

②認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された整備計画期間内に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が20人以上。

●その他の優遇措置

地方税の課税免除又は不均一課税、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度、日本政策金融公庫による融資制度、地方自治体が本整備事業計画の認定事業者と連携して、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用して行う支援制度があります。

※雇用促進税制は令和8年3月31日の期限の到来により廃止となりました。ただし、同期限までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、同税制の適用が可能です。

※地方税の課税免除又は不均一課税は、各都道府県・市町村によって、適用の有無や優遇内容（対象、税率等）が異なる場合があります。

●適用手続

（1）事務所等の整備開始前に、所定の計画書を各都道府県へ提出し、認定を受けてください。

（2）認定日から供用年度の終了の日までの間における事業主都合による離職者の有無について、雇用促進計画及び関係書類を特定業務施設を管轄するハローワークへ提出し、ハローワークから交付される、事業主都合による離職者の有無を確認した旨が記載された書類を認定事業者において保存してください。

（3）事務所等の整備完了後、確定申告書等に必要事項を記載し、以下の書類をそれぞれ添付して所轄の税務署に申告してください。

【税額控除】控除の対象となる特定建物等の取得価額、控除を受ける金額並びにその金額の計算に関する明細を記載した書類及び適用額明細書

【特別償却】特定建物等の償却限度額の計算明細書及び適用額明細書

＜上乗せ措置を適用する場合＞

・特定雇用者の目標増加数などを記載した雇用促進計画を特定業務施設を管轄するハローワークに提出してください。その後、雇用促進計画の達成状況について、確認書類とあわせて、特定業務施設を管轄するハローワークへ提出し、雇用促進計画の達成状況の確認を受け、確認を受けた書類及び地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の写しを確定申告書等に添付してください。

条文

○租税特別措置法

第10条の5（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】

第42条の12（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】

問い合わせ先

■オフィス減税について、その他一般的なご質問について

内閣府地方創生推進事務局（経済産業省 地域経済産業政策課内） 電話：03-3501-1511（内線：2751）

URL：<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

■雇用促進計画について

内閣府地方創生推進事務局（厚生労働省職業安定局雇用政策課内） 電話：03-5253-1111（内線：5675）

■本税制の適用について

国税局電話相談センター 電話：0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）

URL：<https://www.nta.go.jp>

個別の取引に関するご相談は、税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。

12

公害防止設備に係る課税標準の特例措置

～公害防止設備への投資を応援します～

制度の概要

公害防止用設備について固定資産税の課税標準の特例が認められます。

適用対象者

令和8年4月1日より令和10年3月31日の間に①～⑥の設備を取得し、かつ、以下の要件を満たす事業者

①汚水又は廃液処理施設、②熱回収又は再生利用の用に供するごみ処理施設、③一般廃棄物最終処分場、④産業廃棄物処理施設（PCB）、⑤除害施設、⑥計画の認定を受けた事業者が取得する廃棄物処理施設

適用要件

令和8年4月1日～令和10年3月31日までに、対象設備を取得すること。

対象設備

項番	設備	対象者
①	汚水又は廃液処理施設で総務省令で定めるもの	「排水基準を定める省令」において、暫定排水基準が適用される業種（対象業種：電気めっき業、ほうろう鉄器製造業、金属鉱業、貴金属製造業・再生業、モリブデン化合物製造業、バナジウム化合物製造業、天然ガス鉱業、酸化コバルト製造業、畜産農業（豚房施設を有するもの）、旅館業、下水道業）
②	熱回収又は再生利用の用に供するごみ処理施設で総務省令で定めるもの（⑥に該当するものは除く）	
③	一般廃棄物最終処分場で総務省令で定めるもの（⑥に該当するものは除く）	
④	産業廃棄物処理施設（PCB）で総務省令で定めるもの（⑥に該当するものは除く）	
⑤	除害施設で総務省令で定めるもの（⑥に該当するものは除く）	新たに下水道が整備された区域内の工場又は事業場において、既に当該区域で事業を営んでいる事業者
⑥	廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの	高度化再資源化事業計画の認定を受けた認定高度再資源化事業者又は高度分離・回収事業計画の認定を受けた認定高度分離・回収事業者

支援内容

設備毎に以下の課税標準の特例率が認められます。

- ①：3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（2分の1を参酌）
- ②：2分の1
- ③：3分の2
- ④：3分の1
- ⑤：10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（5分の4を参酌）
- ⑥：2分の1

公害防止設備に係る課税標準の特例措置

対象設備例

項番	設備の具体例
①	沈澱(でん)又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾(ろ)過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝(ぎよう)集沈澱(でん)装置、イオン交換装置、生物化学的处理装置、脱アンモニア装置、貯溜(りゆう)装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備
②	焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置(溶融装置に附属するものに限る。)、集じん装置その他の附属設備(ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽(熱回収又は再生利用の用に供するものに限る。))のうち一定のもの
③	擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備のうち一定のもの
④	焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備のうち一定のもの
⑤	沈澱(でん)又は浮上装置、油水分離装置、中和装置
⑥	焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜(りゆう)装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置(溶融装置に附属するものに限る。)、集じん装置その他の附属設備(ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽を有するものに限る。)

適用手続

償却資産申告書及び所定の書類を償却資産が所在する各区の都税事務所又は市町村税務部署に提出してください。

よくある質問とその回答

Q 設備の耐用年数

【問】 公害防止用設備の耐用年数は何年ですか。

【答】 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第5「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」において、構築物は18年、機械および装置は5年と規定されています。

問い合わせ先

各都道府県主税局、税事務所、各市町村税務部署

経済産業省環境管理推進室

電話：03-3501-4665

各経済産業局 環境・資源循環経済課

URL：https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

※四国経済産業局は資源エネルギー環境課、沖縄総合事務局は環境資源課

13

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

～再生可能エネルギー発電設備にかかる固定資産税を軽減します～

制度の概要

再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から一定の割合に軽減する制度です。

適用対象者

再生可能エネルギー発電設備を取得した事業者

適用要件

令和11年3月31日までに、対象設備を取得すること。

対象設備及び課税標準

以下の対象設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を以下の割合に軽減。

対象設備	区分	課税標準(注1)	要件
太陽光発電設備	ペロブスカイト太陽電池	1/2 (1/3～2/3)	GI基金の採択事業者の製造品に限る(注2)
風力発電設備	洋上風力(再エネ海域利用法)	3/5 (1/2～7/10)	FIT・FIP認定
	洋上風力(港湾法)	2/3 (1/2～5/6)	
	陸上風力(温対法、農山漁村再エネ法)	2/3 (1/2～5/6)	
中小水力発電設備(3万kW未満)	5,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)	
	5,000kW未満	1/2 (1/3～2/3)	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3～2/3)	FIT・FIP認定
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)	
バイオマス発電設備	1万kW未満	1/2 (1/3～2/3)	

(注1) 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用(上表の括弧書の間で設定)

(注2) グリーンイノベーション基金(次世代型太陽電池の開発プロジェクト)の支援を受けた事業者により製造されるペロブスカイト太陽電池が対象

なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む

適用手続

償却資産申告書及び所定の書類を償却資産が所在する各区の都税事務所又は市町村税務部署に提出してください。

条文

地方税法附則第15条第24項

問い合わせ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 電話: 0570-057-333
※ 税務手続きの詳細については、設備所在の都道府県・市区町村までお問合せ願います。

14

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

※令和8年度税制改正の内容は後日公表いたします。

～生産工程等の脱炭素化に取り組む設備投資を応援します～

制度の概要

本制度は、産業競争力強化法の認定を受けたエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画に基づき、対象設備の取得等をし、国内事業の用に供した場合に、取得価額の50%の特別償却又は取得価額の最大14%の税額控除が適用できるものです。

適用対象者

青色申告書を提出する個人又は法人であって、産業競争力強化法に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の認定を受けたもの

措置内容

認定を受けた事業適応計画に基づき、対象設備の取得等をし、国内事業の用に供した場合、当該設備の取得価額に対する以下の税制措置が適用できます。（注1、注2、注4）。
税額控除の控除率は、計画全体の炭素生産性の向上率によって変わります（注3）。

企業区分	炭素生産性向上率	税制措置
中小企業者・中小事業者 (注5)	17%	税額控除14%又は特別償却50%
	10%	税額控除10%又は特別償却50%
中小企業者・中小事業者以外 の事業者	20%	税額控除10%又は特別償却50%
	15%	税額控除 5%又は特別償却50%

(注1) 対象設備の取得価額の合計額のうち、本制度の対象となる金額は500億円が限度となります。

(注2) 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%相当額が上限です。

(注3) 税制措置の適用を受けるためには、事業者全体又は工場の炭素生産性を3年以内に10%以上（中小企業者・中小事業者以外の事業者の場合には15%以上）向上させる計画を作成し、認定を受ける必要があります。

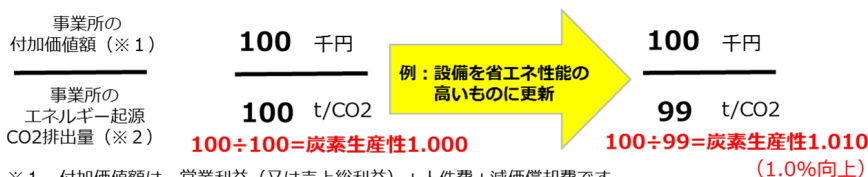
(注4) 令和6年4月1日前に認定の申請をした認定エネルギー環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得等をする資産は本制度の対象となりません。

(注5) 9 頁参照

(注6) リース資産の取扱いについてはP21Q7をご参照ください。

対象設備

生産工程効率化等設備（工場や店舗等の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる「機械装置」「器具備品」「建物附属設備」「構築物」「車両（一定の鉄道車両に限る）」）が対象となります（注7）。炭素生産性は、よりCO₂を排出せずに収益をあげていくことを評価する指標です。以下の考え方で計算・評価します。



（注7） 広く一般に流通する照明器具、対人空調は除く

適用期間

令和8年3月31日までの間にエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで

適用手続

①エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の作成

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画を作成し、事業所管大臣に認定の申請を行ってください。

- ・申請企業全体で炭素生産性を10%以上（中小企業者・中小事業者以外の事業者の場合には15%以上）向上させる目標を設定します。なお、工場や店舗等の事業所単位でも目標を設定することができます。
- ・計画に基づき取得等をした生産工程効率化等設備が本税制の適用対象となります。なお、前ページに記載のとおり、生産工程効率化等設備として認められるためには、当該設備を導入する事業所の炭素生産性を1%以上向上させる効果があることが必要です。

②設備の取得等・税務申告

①で事業所管大臣の認定を受けた後、①の計画に記載された設備の取得等をし、事業の用に供してください。また、本制度は、確定申告書等に、次に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されます。

イ 特別償却の適用を受ける場合

生産工程効率化等設備の償却限度額の計算に関する明細書、生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し、当該認定申請書等に係る認定書等の写し及び適用額明細書

ロ 法人税額等の特別控除の適用を受ける場合

生産工程効率化等設備の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書、生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し、当該認定申請書等に係る認定書等の写し及び適用額明細書

条文

租税特別措置法第10条の5の5（生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の6（生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】

問い合わせ先

計画認定は、事業を所管している省庁が行いますので、計画の対象となる事業を所管している省庁にご相談ください。経済産業省の所管する事業については、下記までご相談ください。

地方経済産業局	担当課室	電話番号
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部 環境・資源循環経済課	011-709-1754
東北経済産業局	資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室	022-204-2385
関東経済産業局	資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進課	048-600-0356
中部経済産業局	資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室	052-951-2566
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室	06-6966-6055
中国経済産業局	資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室	082-224-5713
四国経済産業局	資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	087-811-8532
九州経済産業局	資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室	092-482-5468
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 エネルギー・燃料課	098-866-1759

本税制の適用に関する一般的なご質問やご相談については国税局電話相談センター（P15参照）、個別の取引に関するご相談は税理士又は所轄の税務署にご連絡ください。

～試験研究費の額の一定割合を税額控除することができます～

制度の概要

研究開発を行った場合、その控除対象試験研究費の額の一定割合の金額について法人税・所得税の税額控除を受けることができます。特に中小企業者等については、控除率・控除上限で優遇されています。

適用対象者

青色申告書を提出し、試験研究を行う中小企業者若しくは農業協同組合等又は中小事業者（P9参照）

措置内容

■ A：一般型・中小企業技術基盤強化税制【適用期限の定めなし（一部時限措置）】

控除対象試験研究費の額（※1）の一定割合の金額をその事業年度の法人税額・所得税額から控除できます（一般型）。特に中小企業者等については、控除率・控除上限が優遇されています（中小企業技術基盤強化税制）。

◆ 控除率（控除対象試験研究費の額の何%分を税額控除できるか）

⇒増減試験研究費割合に応じて右図のとおり。

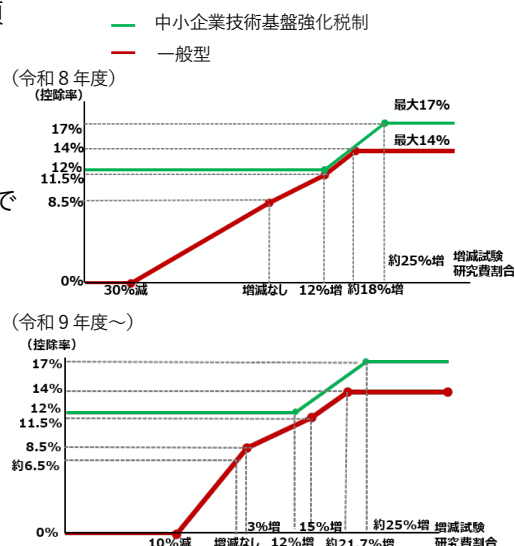
（※2～5）

◆ 控除上限（法人税額・所得税額の何%まで控除できるか）（※6）

⇒一般型：20～35%

中小企業技術基盤強化税制：25～35%

◆ 中小企業技術基盤強化税制においては、3年間の繰越税額控除が可能です。（※7）



- （※1） 国外委託試験研究に係る試験研究費の額の一定割合（令和8年度：70%、令和9年度：60%、令和10年度～：50%）と国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額の合計額。（控除対象特別試験研究費の額も同様）
- （※2） 増減試験研究費割合は、増減試験研究費の額（試験研究費の額から比較試験研究費の額（※2）を減算した金額）の当該比較試験研究費の額に対する割合。
- （※3） 比較試験研究費の額は、前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の平均額。
- （※4） 試験研究費の額の平均売上金額に対する割合（以下「試験研究費割合」という）が10%超の場合には、控除率が上限（中小企業技術基盤強化税制17%、一般型14%）の範囲において最大1.1倍となる。（令和11年3月31日までの時限措置）
- （※5） 中小企業技術基盤強化税制の控除率12%超の部分と、一般型の控除率10%超の部分は、令和11年3月31日までの時限措置。
- （※6） 原則25%。ただし、一般型においては、①増減試験研究費割合が4%超（令和9年度以降は7%超）の場合には、25%に控除上限を最大5%上乗せ（③の場合にも該当する場合には高い方）、②増減試験研究費割合が▲4%を下回る場合（令和9年度以降は▲1%を下回る場合）には、25%に控除上限を最大5%減算、③試験研究費割合が10%超の場合には、25%に控除上限を最大10%上乗せ（①の場合にも該当する場合には高い方）。（令和11年3月31日までの時限措置）
中小企業技術基盤強化税制においては、①試験研究費割合が10%超の場合には、25%に控除上限を最大10%上乗せ。また、②増減試験研究費割合が12%超の場合には、25%に控除上限を10%上乗せ。（令和11年3月31日までの時限措置）
- （※7） 繰越税額控除は、当該年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を上回っている場合に適用可能。

■B：特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）【適用期限の定めなし】

大学、国の研究機関、スタートアップその他の企業等との共同・委託研究等の費用又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料（特別試験研究費の額）がある場合、高度研究人材の人件費がある場合等、当該企業が負担した控除対象特別試験研究費の額の一定割合を法人税額・所得税額から控除できます。

◆ 控除率：相手方が大学等・特別研究機関等の場合⇒30%

相手方がスタートアップ等の場合（※8）⇒25%

相手方がその他（民間企業等）の場合⇒20%

中小企業者の知的財産を使用して行う試験研究の場合
⇒20%

高度研究人材を活用する場合（※9）⇒20% 等

◆ 控除上限：10%

（※8）スタートアップは、以下の要件をすべて満たすもの

- ・ 設立15年未満（設立10年以上の場合は営業赤字）、売上高研究開発費割合10%以上
- ・ スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先
- ・ 未上場の株式会社かつ他の会社の子会社ではないもの 等

（※9）新規高度研究業務従事者に対して支払う人件費については、以下の要件のすべてを満たすもの

- ・ 新規高度人件費割合（ $A \div B$ ）が、対前年度で3%以上増加

A 基礎・応用研究に従事する以下の者の人件費

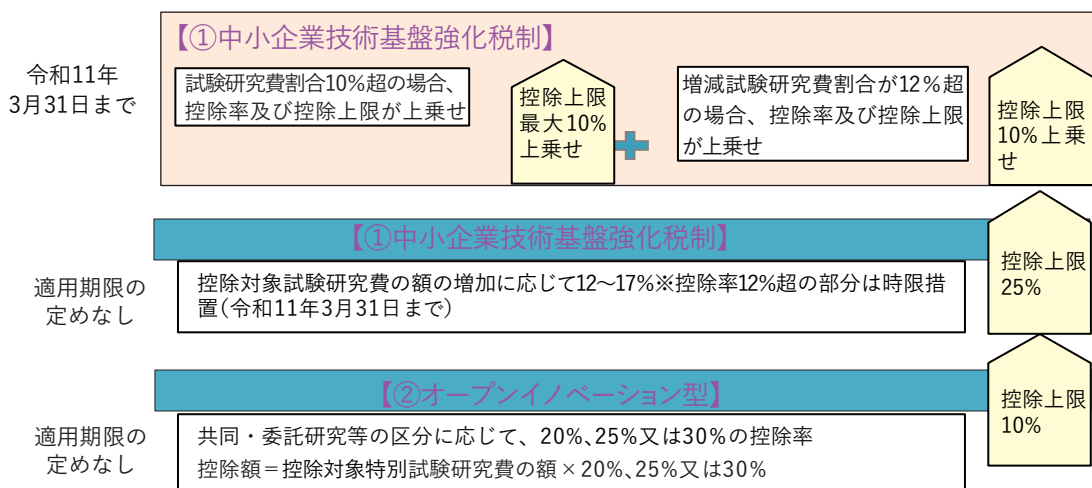
①博士号を取得した者（博士号取得から5年を経過していないもの又は博士号取得から5年以内に雇用されてから5年を経過していないもの）

②他の事業者で10年以上専ら研究業務に職務として従事した人材（雇用から5年を経過していないもの）

B 試験研究費のうち、人件費

- ・ 研究テーマを広く一般に又は広くその法人の研究者に募集していること 等

控除上限のイメージ（①中小企業技術基盤強化税制、②オープンイノベーション型）



※中小企業者等の試験研究費の額に係る特例措置（地方税）

法人住民税（地方税）は、原則として税額控除を行う前の法人税（国税）の額が課税標準となりますが、中小企業者等については例外的に税額控除を行った後の法人税額が課税標準となります。

法人税額

法人住民税の
課税標準額
（大企業）

一般型等（国税）
における控除額

法人税額

法人住民税の
課税標準額
（中小企業者等）

中小企業技術基盤強化税制等（国税）
における控除額

研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

対象費用

対象となる「控除対象試験研究費の額（※）」とは、①②の合計額をいいます。

※ 国外委託試験研究に係る試験研究費の額の一定割合（令和8年度：70%、令和9年度：60%、令和10年度～：50%）と国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額の合計額。（控除対象特別試験研究費の額も同様）

- ① 「製品の製造」若しくは「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究のための費用又は「対価を得て提供する新たな役務の開発」に係る試験研究に要する費用（損金経理されたものが対象）
 - ※ 「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究は、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に限られます。
- ② 研究開発費として損金経理をした金額のうち非試験研究用資産の取得価額に含まれるもの
 - ※ 「非試験研究用資産」とは、棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないものをいいます。
 - ※ 売上原価並びに取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損は研究開発税制の対象となる試験研究費から除外されています。また、取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産について研究開発税制と特別償却等に関する制度との選択適用となります。
具体的には、原材料費・人件費・経費、他の者に委託して試験研究を行う者が受託者に対して支払う委託試験研究費、技術研究組合の組合員が負担する賦課金などです。
ただし、試験研究費の額に係る費用に充てるために他の者から支払を受けた金額（受託研究の対価・補助金等）がある場合には、その金額は試験研究費の額から除外されます。
また、人件費については、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされています（「専ら」要件）。
人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについては国税庁ホームページをご参考ください。
国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/031225/01.htm>
なお、試験研究の内容について、開発中の技術がその開発する者の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象になります。

適用手続

申告に当たっては、控除対象試験研究費の額や調整前法人税額、控除を受ける金額、繰越税額控除限度超過額がある場合にはその金額等、控除を受けるにあたって必要な情報を確定申告書等に記載するとともに、法人税額／所得税額の特別控除に関する明細書、適用額明細書等を添付した上で所轄の税務署に申告してください。

条文

租税特別措置法第10条(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)【所得税】
第10条の2(特別試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)【所得税】
第42条の4(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)【法人税】
第42条の4の2(特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)【法人税】

問い合わせ先

<研究開発税制について>

経済産業省イノベーション・環境局研究開発課 電話：03-3501-1511（内線：3391）

<中小企業技術基盤強化税制について>

中小企業庁経営支援部イノベーションチーム 電話：03-3501-1816

<本税制の適用について>

国税局電話相談センター 電話：0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）

URL:<https://www.nta.go.jp>

個別の取引に関するご相談は税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。

16

オープンイノベーション促進税制
(新規出資型)

～オープンイノベーションを目的としたスタートアップへの出資を応援します～

制度の概要

スタートアップ企業との協働により生産性の向上や新たな事業の開拓など(オープンイノベーション)を行うため、そのスタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得した場合、その株式の取得価額の最大25%を、課税所得の計算上、損金の額に算入することができます(ただし、3年以内(令和4年3月31日までに取得した株式については、5年以内)にその株式の処分等をした場合は、一定額が益金算入されます)。

適用対象者

青色申告書を提出する法人で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指す、株式会社その他これに類する法人(※)

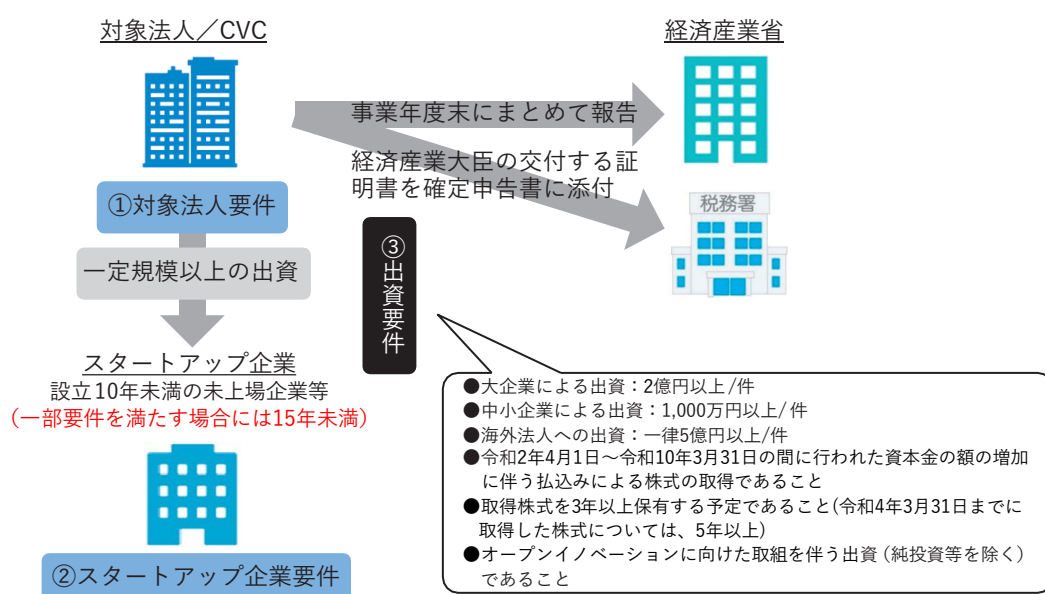
(※) 株式会社のほか、相互会社、中小企業等協同組合、農林中央金庫、信用金庫及び信用金庫連合会

なお、本制度における「中小企業」とは、租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する「中小企業者」であり、具体的には、以下の法人をいいます。

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ただし、以下の法人は「中小企業者」の対象外です。

- ①同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等を行い、中小企業投資育成株式会社を除く)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人



オープンイノベーション促進税制 (新規出資型)

適用対象となる出資

払込みの日（払込期日が定められた契約の場合は払込期日）が令和2年4月1日から令和10年3月31日までの出資

スタートアップ企業（受け手側）の要件

- ① 株式会社であること
- ② 設立の日以後の期間が10年未満（直近の確定した決算において売上高研究開発費率が10%以上かつ営業損失を生じている場合には、15年未満）の会社であること
※ただし、令和4年3月31日までに法人が株式を取得した場合には、一律10年未満
- ③ 未上場・未登録企業であること
- ④ 既に事業を開始していること
- ⑤ 対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定であること
- ⑥ 一つの法人グループが株式の過半数を有していないこと
- ⑦ 法人以外の者（個人や投資事業有限責任組合等）が3分の1超の株式を有していること
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社でないこと
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が、役員に在る会社又は事業活動を支配する会社でないこと

出資行為の要件

- ① スタートアップ企業の資本金の額の増加を伴う現金による出資であること
 - ② 1件あたり2億円以上（中小企業の場合は1,000万円以上）の出資であること（※1）
 - ③ オープンイノベーションに向けた取組の一環で行われる出資であること（※2）
 - ④ 取得株式の3年以上の保有を予定していること
※ただし、令和4年3月31日までに株式を取得した場合には、5年以上
 - ⑤ 純出資等を目的とする出資ではないこと（※3）
- （※1） スタートアップ企業が海外法人の場合は、1件当たり5億円以上の出資である必要があります。
- （※2） 具体的には、以下の3点を満たすことが必要です。
- a. 対象法人が、高い生産性が見込まれる事業又は新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと
 - b. aの事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
 - c. aの事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力をを行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること
- （※3） 具体的には、専ら次のいずれかを目的とする出資ではないことをいいます。
- a. スタートアップ企業の株式を将来売却することにより利益を受けること
 - b. スタートアップ企業から将来配当を受けること
 - c. 投資契約を結んだ後、スタートアップ企業への継続的関与を伴わずにスタートアップ企業から利益（物品リース料、不動産賃貸料、金融商品等の取引による運用益など）を受けること

適用手続

行った出資が各要件を満たすことについて、経済産業大臣の定める様式に従って必要事項を記載し、出資を行った事業年度の末日の60日前から30日後までに、経済産業大臣に証明書の交付を求めてください。

また、経理処理にあたっては、特定株式の取得価額の25%以下の金額を、スタートアップ企業別に、特別勘定を設ける方法により損金の額に算入する必要があります。

なお、損金算入の上限額は、1件あたり12.5億円まで（すなわち、1回の払込みの額のうち50億円まで）、一事業年度内あたり125億円まで（すなわち、同じ事業年度内に出資額の合計は500億円まで（1回の払込みの額が50億円を超える案件は50億円として計算））となります。※1、※2

※1 損金算入可能額が一定の算式により計算された所得の金額を超える場合は、その所得の金額が限度となります。また、次項目のオープンイノベーション促進税制（M&A型）の一事業年度内あたり金額と合算した上限額となります。

※2 令和5年3月31日以前の出資については、1件あたり25億円まで（すなわち1回の払込みの額のうち100億円まで）となります。

申告に当たっては、法人税の確定申告書に上記経済産業大臣の証明書、別表及び適用額明細書を添付する必要があります。

条文

租税特別措置法第66条の13

（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）【法人税】

問い合わせ先

<新規出資型：中小企業からの出資の場合>

担当：中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進室

電話番号：03-3501-1511（内線：5341）

mail：bzl-open_innovation_sokushinzeisei@meti.go.jp

<新規出資型：大企業からの出資の場合>

担当：経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課

電話番号：03-3501-1628

mail：bzl-open_innovation_sokushinzeisei@meti.go.jp

本税制の詳細は、特設ホームページ及び当ホームページに掲載しているガイドラインをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html

本税制の適用に関する一般的なご質問やご相談については国税局電話相談センター（電話：0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）、URL：<https://www.nta.go.jp>）、個別の取引に関するご相談は税理士又は所轄の税務署にご連絡ください。

17

オープンイノベーション促進税制
(M&A型)

～スタートアップM&Aによるイノベーション創出を応援します～

制度の概要

スタートアップ企業との協働により生産性の向上や新たな事業の開拓など(オープンイノベーション)を行うため、そのスタートアップ企業の発行済株式を、発行人以外から購入により取得し、その取得により議決権の過半数を有することとなる場合(以下「マジョリティ型」という)、または、その取得の日から起算して3年を経過する日までに議決権の過半数を有することとなる場合(以下「マイノリティ型」という)、その株式の取得価額の一定割合(マジョリティ型:最大25%、マイノリティ型:最大20%)を、課税所得の計算上、損金の額に算入することができます(ただし、5年以内にその株式の処分をした場合や成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合、株式取得日から3年を経過する日までに議決権の過半数を有しなかった場合(マイノリティ型の場合のみ)等は、一定額が益金算入されます)。

適用対象者

青色申告書を提出する法人で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指す、株式会社その他これに類する法人(※)

(※) 株式会社のほか、相互会社、中小企業等協同組合、農林中央金庫、信用金庫及び信用金庫連合会



発行済株式の取得価額の一定割合を損金算入
(マジョリティ型: 25%、マイノリティ型: 20%)



出資法人: 事業会社
(国内事業会社又はその国内CVC)

資金などの経営資源

革新的な技術・ビジネスモデル

出資先: スタートアップ企業
(設立10年未満の国内非上場企業)
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合
設立15年未満の企業も対象
ただし、外国法人を除く

	マジョリティ型	マイノリティ型
対象株式	発行済株式 (議決権50%超の取得時)	発行済株式 (議決権50%以下の取得時)
株式取得上限額	200億円/件 年間500億円/社まで(※)	
株式取得下限額	7億円/件	3億円/件
益金算入要件	・ 5年以内に成長要件を満たさない場合等 ※スタートアップ企業を吸収合併した場合(成長要件を満たした場合に限る)には、吸収合併後5年均等取り崩し	・ 株式取得日から3年以内に議決権の過半数を有しなかった場合 ・ 5年以内に成長要件を満たさない場合等 ※スタートアップ企業を吸収合併した場合(成長要件を満たした場合に限る)には、吸収合併後5年均等取り崩し

※オープンイノベーション促進税制(新規出資型)と合算。

5年以内に
成長投資・事業成長の要件
を満たさなかった場合等は、
損金算入分を一括取崩し

成長投資
(研究開発、設備投資)

事業成長
(売上高)

適用対象となる株式取得

マジョリティ型: 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの取得

マイノリティ型: 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの取得

スタートアップ企業（受け手側）の要件

- ① 株式会社であること
- ② 設立の日以後の期間が10年未満（直近の確定した決算において売上高研究開発費率が10%以上かつ営業損失を生じている場合には、15年未満）の会社であること
- ③ 未上場・未登録企業であること
- ④ 既に事業を開始していること
- ⑤ 対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定であること
- ⑥ 一つの法人グループが株式の過半数を有していないこと
- ⑦ 法人以外の者（個人や投資事業有限責任組合等）が3分の1超の株式を有していること
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社でないこと
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が、役員に在る会社又は事業活動を支配する会社でないこと

※外国法人は対象外

株式取得の要件

- ① マジョリティ型：発行法人以外の者から購入により取得した発行済株式で、その取得により過半数を超える議決権を有することとなること
マイノリティ型：発行法人以外の者から購入により取得した発行済株式で、その取得の日から起算して3年を経過する日までに議決権の過半数を有することとなることが見込まれること
- ② マジョリティ型：1件あたり7億円以上、マイノリティ型：1件あたり3億円以上
- ③ オープンイノベーションに向けた取組の一環で行われる株式取得であること（※1）
- ④ 取得株式の5年以上の保有を予定していること
- ⑤ 純投資等を目的とする株式取得ではないこと（※2）

（※1）具体的には、以下の3点を満たすことが必要です。

- a. 対象法人が、高い生産性が見込まれる事業又は新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと
- b. aの事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
- c. aの事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力をを行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること

（※2）具体的には、専ら次のいずれかを目的とする株式取得ではないことをいいます。

- a. スタートアップ企業の株式を将来売却することにより利益を受けること
- b. スタートアップ企業から将来配当を受けること
- c. 投資契約を結んだ後、スタートアップ企業への継続的関与を伴わずにスタートアップ企業から利益（物品リース料、不動産賃貸料、金融商品等の取引による運用益など）を受けること

適用手続

株式の取得が各要件を満たすことについて、経済産業大臣の定める様式に従って必要事項を記載し、取得を行った事業年度の末日の60日前から30日後までに、経済産業大臣に証明書の交付を求めてください。

また、経理処理にあたっては、特定株式の取得価額の一定割合（マジョリティ型：25%、マイノリティ型：20%）以下の金額を、スタートアップ企業別に、特別勘定を設ける方法により損金の額に算入します。

なお、損金算入の上限額は、マジョリティ型では1件あたり50億円まで、マイノリティ型では1件あたり40億円まで（すなわち、1回の購入による株式の取得額のうち200億円まで）、一事業年度内あたり125億円まで※（すなわち、同じ事業年度内の取得額の合計は500億円まで（1回の取得額が200億円を超える案件は200億円として計算））となります。

※損金算入可能額が一定の算式により計算された所得の金額を超える場合は、その所得の金額が限度となります。また、前項目のオープンイノベーション促進税制（新規出資型）の一事業年度内あたり金額と合算した上限額となります。

申告に当たっては、法人税の確定申告書に上記経済産業大臣の証明書、別表及び適用額明細書を添付する必要があります。

— 条文 —

租税特別措置法第66条の13

（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）【法人税】

オープンイノベーション促進税制 (M&A型)

成長投資の要件（マジョリティ型・マイノリティ型共通）

株式の取得から5年以内に、以下のいずれかの要件を達成しない場合、特別勘定は一括取崩しとなります。成長投資要件を満たした場合には、経済産業大臣に証明書の交付を求めてください。

A 類型	対象となるスタートアップ企業 (株式の取得時点の要件)	株式の取得から5年以内に満たすべき要件	
		成長投資	事業成長
B 売上高成長類型	—	—	● 売上高 ≧ 33億円 ● 売上高成長率 ≧ 1.7倍
C 成長投資類型	● 売上高 ≦ 10億円 ● 売上高に対する研究開発費+設備投資（減価償却費）の比率 ≧ 5%	● 研究開発費 ≧ 4.6億円 研究開発費成長率 ≧ 1.9倍 - 又は ● 設備投資（減価償却費） ≧ 0.7億円 設備投資（減価償却費）成長率 ≧ 3.0倍	● 売上高 ≧ 1.5億円 ● 売上高成長率 ≧ 1.1倍
D 研究開発特化類型	● 売上高 ≦ 4.2億円 ● 売上高に対する研究開発費の比率 ≧ 10% ● 営業利益 < 0	● 研究開発費 ≧ 6.5億円 ● 研究開発費成長率 ≧ 2.4倍 ● 研究開発費増加額 ≧ 株式取得価格の15%	—

マイノリティ型固有の要件

株式の取得から3年以内に、スタートアップ企業の総株主の議決権の過半数を有することが要件であり、当該要件を満たさない場合には特別勘定は一括取崩しとなります。当該要件を満たした場合には、経済産業大臣に証明書の交付を求めてください。

問い合わせ先

担当：経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課

電話番号：03-3501-1628

mail：bzl-open_innovation_sokushinzeisei@meti.go.jp

本税制の詳細は、特設ホームページ及び当ホームページに掲載しているガイドラインをご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html

本税制の適用に関する一般的なご質問やご相談については国税局電話相談センター（電話：0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）、URL：https://www.nta.go.jp）、個別の取引に関するご相談は税理士又は所轄の税務署にご連絡ください。

～積極的な賃上げや雇用増に取り組む企業を応援します～

制度の概要

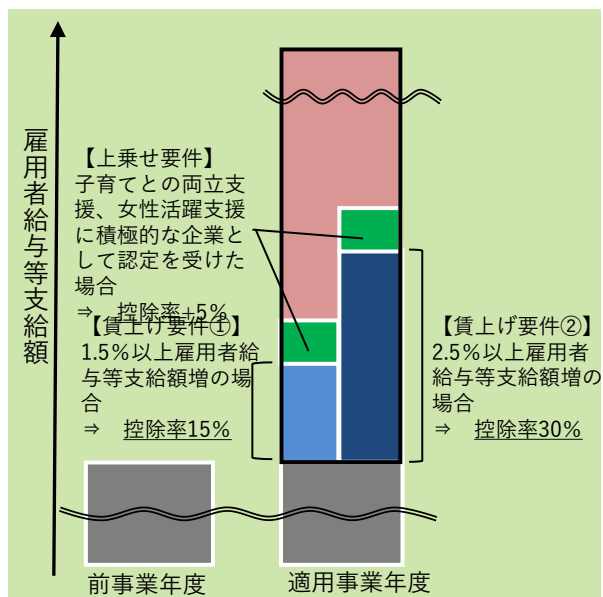
本制度は、中小企業者等（※1）又は青色申告書を提出する常時使用する従業員の数1,000人以下の個人事業主が、雇用者給与等支給額（※2）を前事業年度と比べて1.5%以上増加させた場合には、控除対象雇用者給与等支給増加額（※3）の15%を、2.5%以上増加させた場合には、控除対象雇用者給与等支給増加額の30%を法人税額や所得税額から控除できるものです。

また、子育てとの両立支援又は女性活躍支援に積極的な企業として認定を受けた場合には控除率を5%上乗せします。

なお、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額は5年間繰越しが可能です。

※すべての要件を満たす場合、控除率は35%となります。

※控除額は、法人税額等の20%が上限となります。



適用対象者

中小企業者等（※1）又は青色申告書を提出する常時使用する従業員の数1,000人以下の個人事業主

適用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間内に開始する各事業年度
（個人事業主については、令和9年）

適用手続

本制度の適用を受けるためには、法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告書等に、税額控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額、その金額の計算に関する明細書及び適用額明細書（適用額明細書については法人のみ）を添付する必要があります。

繰越税額控除措置を適用する場合は、①未控除額が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書、及び②繰越税額控除措置の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越控除を受ける金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して提出する必要があります。①の明細書が提出されていない場合、未控除額は繰り越されず、繰越税額控除を適用できませんので、ご注意ください。

条文

租税特別措置法第10条の5の4（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）【法人税】

用語の説明

(※1：中小企業者等)

青色申告書を提出する中小企業者又は農業協同組合等（P9参照）

(※2：雇用者給与等支給額)

適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいう。パート、アルバイト、日雇い労働者も含むが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は含まない。）に対する給与等

（※4）の支給額をいいます。ただし、「補填額」（給与等に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項第1号に規定する本店を含む）から支払を受ける金額「雇用安定助成金額（※5）」及び「役務の対価として支払を受ける金額」を除いた額をいう）がある場合には、給与等の支給額から控除します。

(※3：控除対象雇用者給与等支給増加額)

「雇用者給与等支給額」から、「比較雇用者給与等支給額（※6）」を控除した金額をいいます。ただし、調整雇用者給与等支給増加額（※7）を上限とします。

(※4：給与等)

俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与等)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。ただし、本制度の適用に当たって、賃金台帳に記載された支給額（所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む）のみを計算する等、合理的な方法により継続して給与等支給額を計算することも認められます。

(※5：雇用安定助成金額)

国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいい、以下のものが該当します。

①雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額

②①に上乗せして支給される助成金の額その他の①に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(※6：比較雇用者給与等支給額)

適用事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

(※7：調整雇用者給与等支給増加額)

雇用安定助成金額を控除した「雇用者給与等支給額」から、雇用安定助成金額を控除した「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。

制度の詳細

中小企業向け賃上げ促進税制の制度の詳細については、ガイドブック、Q & A、中小企業庁ホームページをご覧ください。

ガイドブックのURL

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai/chinnagesokushin_gudebook.pdf

Q & AのURL

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai/chinnagesokushin_qa.pdf

中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

※全企業向け・中堅企業向け賃上げ促進税制については、経済産業省ホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.htm>



問い合わせ先

< 中小企業向け賃上げ促進税制の制度概要等について >

○中小企業税制サポートセンター

（電話：03-6281-9821）（平日9:30-12:00、13:00-17:00）

< 本税制の適用に関する一般的なご質問やご相談について >

○国税局電話相談センター

（電話：0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）URL：<https://www.nta.go.jp>）

個別の取引に関するご相談は、税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。

19

事業承継税制

特例承継計画の提出期限は令和9年9月末まで！

～スムーズな事業承継を支援します～

中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、法人の場合、非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税が猶予及び免除される法人版事業承継税制があり、平成30年度税制改正で抜本的に拡充されました。

また、個人事業主についても、令和元年度税制改正により、事業用の土地、建物、機械・器具備品等に係る相続税、贈与税の納税が猶予及び免除される個人版事業承継税制が創設されました。

平成30年度より、事業承継税制が大きく拡充されました

中小企業の事業承継を後押しするため、平成30年度税制改正において、事業承継税制が10年間限定で大きく拡充されました。

事業承継税制の特例措置（法人版、個人版）を利用するためには

①事前に「特例承継計画（個人事業承継計画）」の提出が必要です

平成30年4月1日から令和9年9月30日までに（個人版の場合は平成31年1月1日から令和10年9月30日まで）、「特例承継計画（個人事業承継計画）」を都道府県に提出してください。（様式は中小企業庁ホームページに掲載）

②10年間限定の特例措置です

特例承継計画（個人事業承継計画）を提出した事業者で、平成30年1月1日から令和9年12月31日までに（個人版の場合は平成31年1月1日から令和10年12月31日まで）、贈与・相続により会社の株式等を取引した経営者等が対象になります。

特例措置のポイント

1 株式の贈与・相続にかかる税額すべてを対象に

対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を100％に拡大することで、承継する株式にかかる贈与税・相続税のすべてが納税猶予の対象となりました。

2 対象者を大幅に拡充

これまで、先代経営者一人から後継者一人への贈与・相続のみが対象でしたが、特例措置では、親族外を含むすべての株主から、代表者である後継者（最大3人）への贈与・相続が対象になりました。

3 雇用要件を抜本的に見直し

雇用要件（事業承継後5年間平均で、雇用の8割の維持が必要）を抜本的に見直すことにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予が継続可能になりました。

※経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要です。

4 将来的な売却・廃業の際の税負担を軽減

将来、事業を売却・廃業する際に株価が下落していた場合には、その株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免することで、経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

事業承継税制の詳しい内容は、中小企業庁ホームページへ！

法人版（特例措置）関連ページ



https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/s houkei_enkatsu_zouyo_souzoku.html

個人版（特例措置）関連ページ



https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/s houkei_kojin_ninntei.html

宥恕規定の周知 チラシ



https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pa mphlet/shoukei_zeisei_seidounyo.pdf

■事業承継税制・金融支援の認定や報告等は都道府県が窓口となっています。制度適用のために必要な書類の提出や手続の相談につき、申請企業の主たる事務所が所在している都道府県の担当課までお問い合わせください。

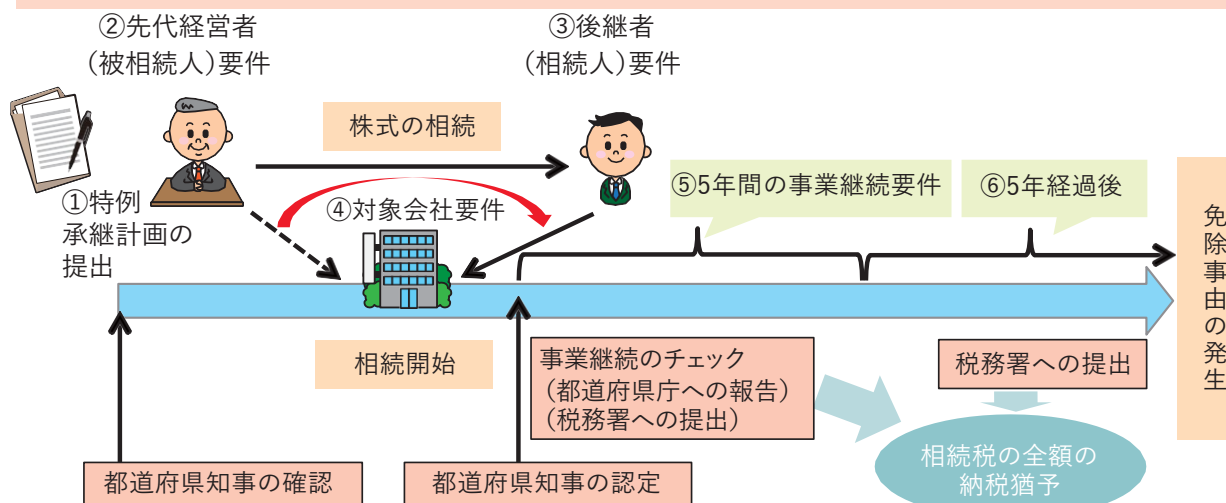
先代経営者に相続等があった場合の特例措置

非上場会社の株式等に係る相続税の納税猶予及び免除制度の特例

後継者が、相続等により非上場会社の株式等を取得し、一定の要件を満たす場合には、非上場株式等に係る相続税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

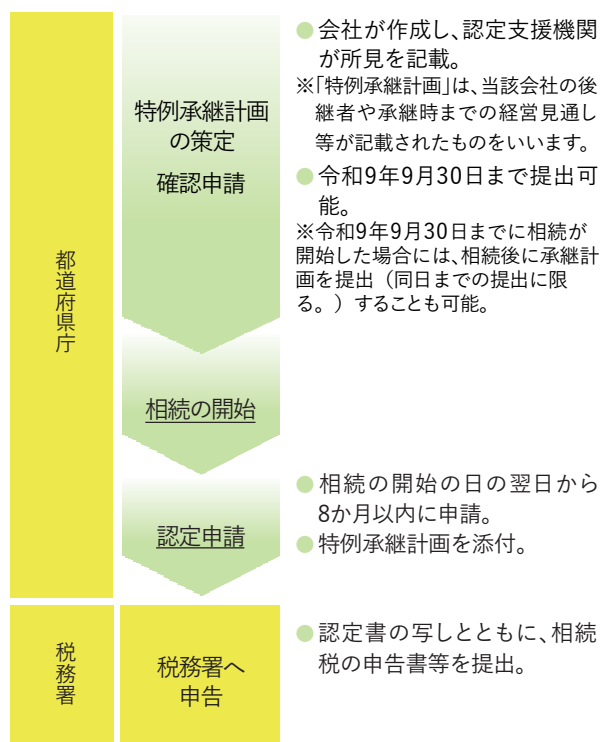
詳細な要件等については、中小企業庁ホームページと国税庁ホームページよりご確認ください。

相続税の納税猶予及び免除制度の概要



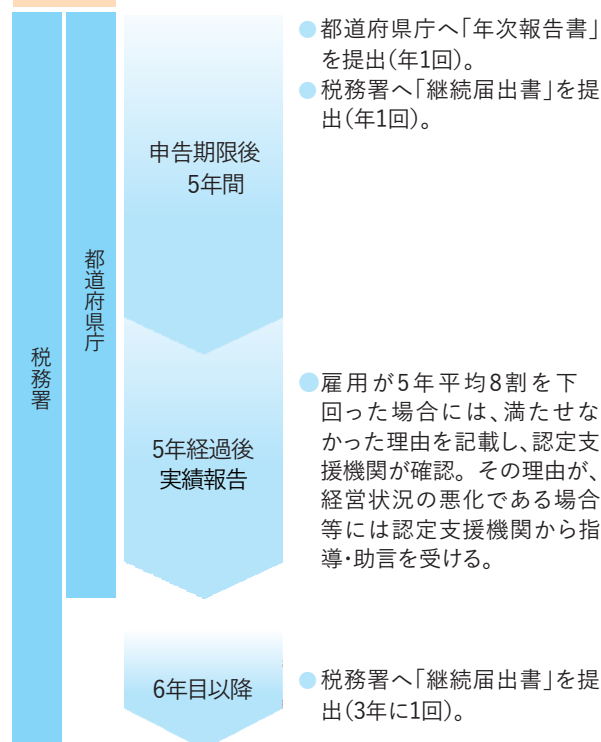
認定を受けるまでの手続きの流れ

提出先



認定を受けた後の手続きの流れ

提出先



19

税制
事業承継

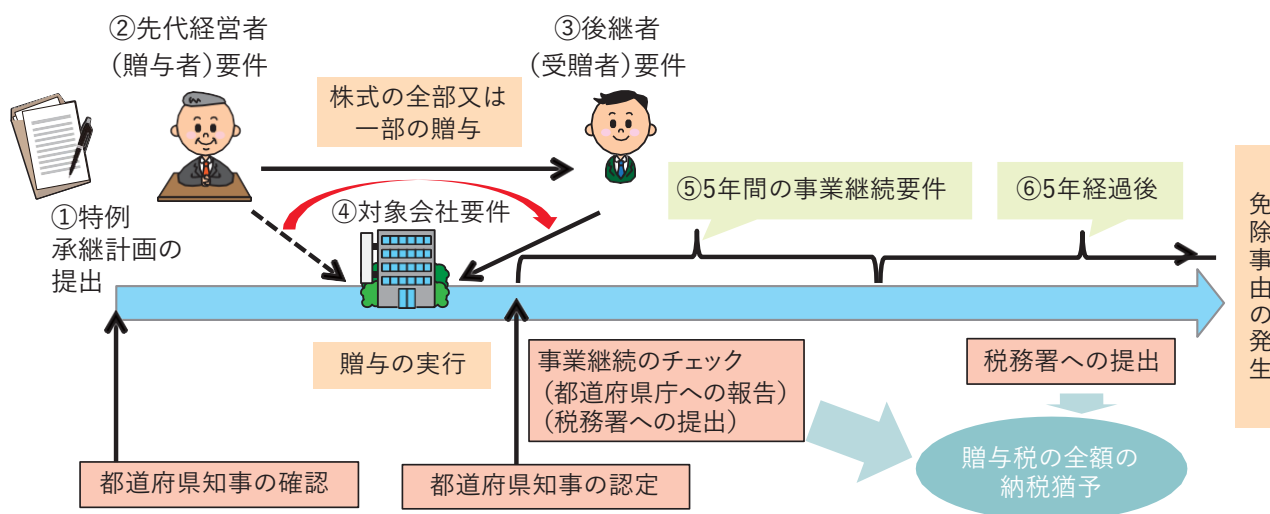
先代経営者から贈与があった場合の特例措置

非上場会社の株式等に係る贈与税の納税猶予及び免除制度の特例

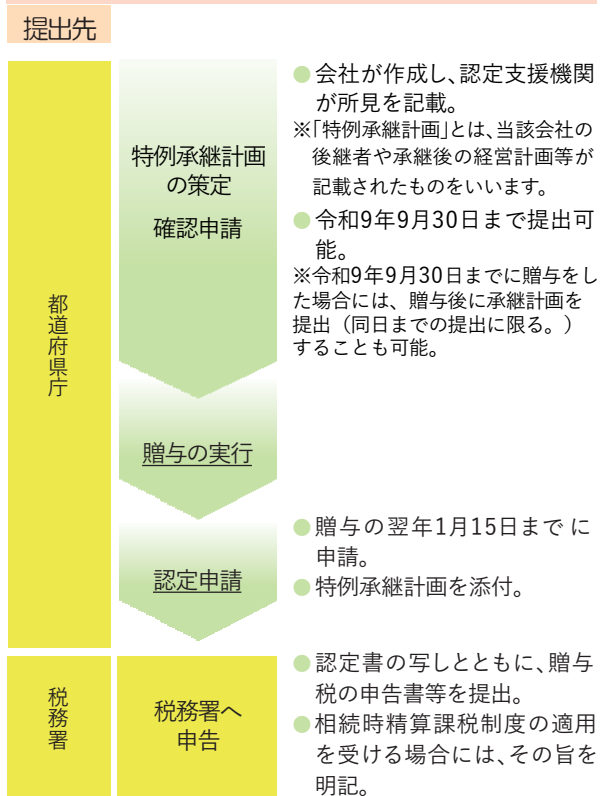
後継者が、先代経営者から一定以上の自社株式等の贈与を受け、一定の要件を満たす場合には、非上場株式等に係る贈与税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

詳細な要件等については、中小企業庁ホームページと国税庁ホームページよりご確認ください。

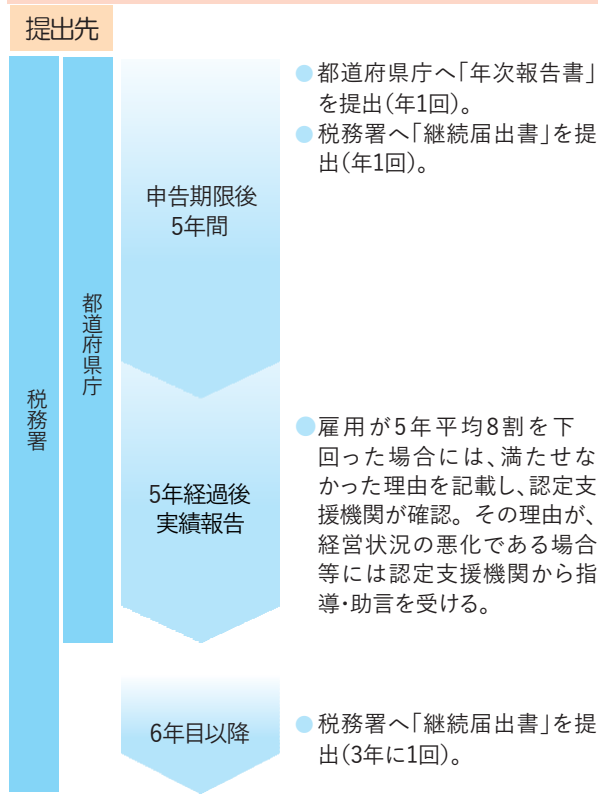
贈与税の納税猶予及び免除制度の概要



認定を受けるまでの手続きの流れ



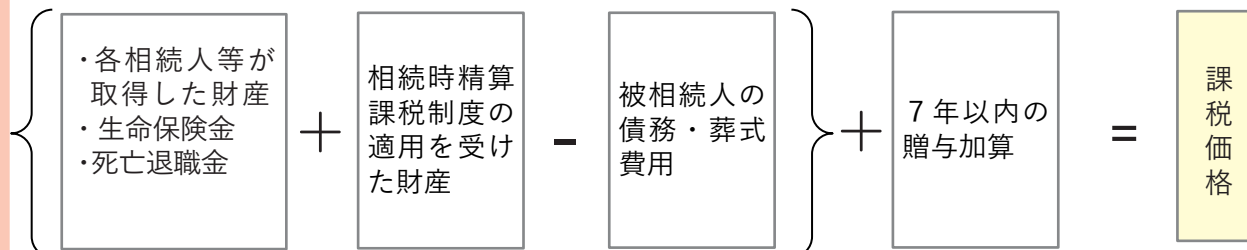
認定を受けた後の手続きの流れ



【参考】相続税の概要

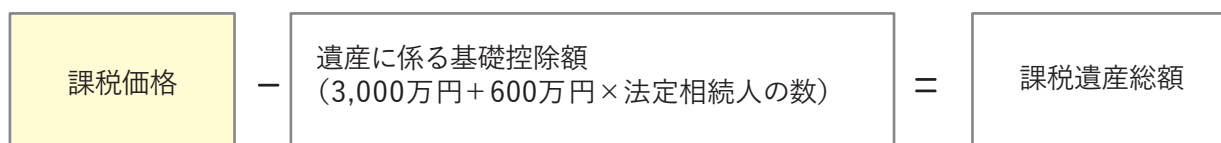
相続税とは、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産にかかる税金です。
一般的に、事業承継時には事業継続に必要な資産（株式、不動産、機械・器具備品等）も相続税の課税対象となります。

① 課税価格の計算



※59ページの『相続時の取扱い』欄参照

② 課税遺産総額の計算



条文

- 非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税猶予及び免除制度
租税特別措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）
第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）
第70条の7の3（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）
第70条の7の5（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）
第70条の7の6（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）
第70条の7の7（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
第70条の7の8（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例）
- 個人の事業用資産に係る相続税、贈与税の納税猶予及び免除制度
租税特別措置法第70条の6の8（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）
第70条の6の9（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
第70条の6の10（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

③ 相続税額の計算

相続税額の計算は、まず法定相続人の数と法定相続分を基に相続税の総額を計算し、それを各人の取得財産額に応じて按分して実際の納税額を計算します。

法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0万円
3,000 万円以下	15%	50万円
5,000 万円以下	20%	200万円
1 億円以下	30%	700万円
2 億円以下	40%	1,700万円
3 億円以下	45%	2,700万円
6 億円以下	50%	4,200万円
6 億 円 超	55%	7,200万円

相続税額の計算例

【計算例】

Q. 相続財産1億円を、法定相続人である子(AとB。両者とも成人)2人で相続(A:8,000万円、B:2,000万円)する場合の相続税はいくらですか？

A. 次のようになります。

	計算方法	金額
課税遺産総額	1億円 - (3,000万円 + 600万円 × 2)	5,800万円
法定相続分による各取得金額※	5,800万円 × 1/2	2,900万円
1人分の相続税額	2,900万円 × 15% - 50 万円	385万円
相続税の総額	385万円 × 2人	770万円
子 A の相続税額	770 万円 × 8,000万円 / 1億円	616万円
子 B の相続税額	770 万円 × 2,000万円 / 1億円	154万円

※法定相続分は、民法で次のとおり定められています。

- ①配偶者と子供が相続人の場合 配偶者 1/2 子供(2人以上のときは全員で) 1/2
- ②配偶者と直系尊属が相続人の場合 配偶者 2/3 直系尊属(2人以上のときは全員で)1/3
- ③配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合 配偶者 3/4 兄弟姉妹(2人以上のときは全員で)1/4

なお、子供、兄弟姉妹等がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

【参考】贈与税の概要

贈与税とは、個人から贈与により財産を取得した場合にかかる税金です。

一般的に、事業承継時には事業継続に必要な資産(株式、不動産、機械・器具備品等)も贈与税の課税対象となります。

贈与税には、暦年課税制度と相続時精算課税制度があります。家族構成や財産構成等を考慮して、どちらを選択するか判断する必要があります。

暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された財産の価額の合計額に対して贈与税を課税する制度です。	将来相続関係に入る親から子への贈与等について、選択により、贈与時に一定の税率で計算された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者		60歳以上の者（父母又は祖父母など）
受贈者	制限無し	18歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫
選択の届出	不要	贈与者毎に必要 (注) 一度選択すれば、相続時まで継続適用。
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	基礎控除額：110万円（毎年）（※1） 特別控除額：2,500万円 （限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	基礎控除額・特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します。	選択を開始した翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税します。
相続時の取扱い	相続税とは切り離して計算します。 (注) 相続等により財産を取得する場合には、相続開始前7年以内の贈与財産は相続財産に加算（相続開始前3年超7年以内は合計100万円まで課税対象外）。（※2）	相続税の計算時に精算（合算）します。 (注) 原則として、贈与財産の贈与時の時価（基礎控除後の金額（※1））を加算。

※1 令和6年1月1日以降に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用。

※2 相続財産に加算する期間は、令和8年12月31日まで「相続開始前3年以内」、令和9年1月1日から令和12年12月31日まで「令和6年1月1日から当該相続の開始の日までの間」となり、令和13年1月1日以降「相続開始前7年以内」となります。

暦年課税制度の税率表

基礎控除後の課税価格	一般		直系卑属※	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

※直系卑属の税率欄は、18歳以上であり、かつ贈与者の直系卑属である受贈者が対象となります。直系卑属とは子や孫などのことですが、子や孫などの配偶者は含まれません。

暦年課税と相続時精算税の選択適用

贈与者が複数の場合には、贈与者ごとに暦年課税と相続時精算課税の選択適用ができます(図1)。また、受贈者が複数の場合には、その受贈者ごとに選択することもできます(図2)。

図1

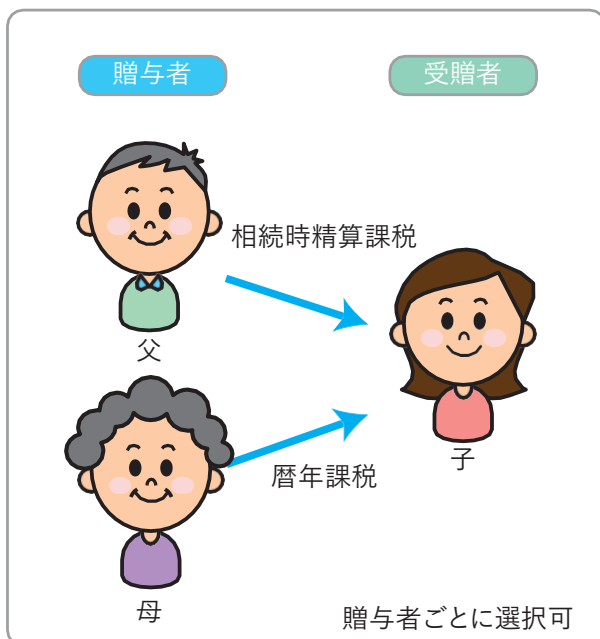
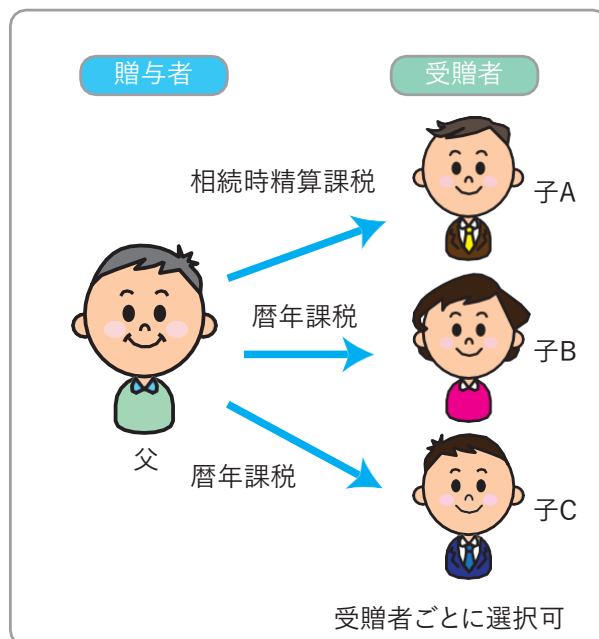


図2



事業を子供に譲り渡したりすると税金がかかるということかな。

そうね。だから、相続税、贈与税にも、中小企業者のための特例制度があるのよ！



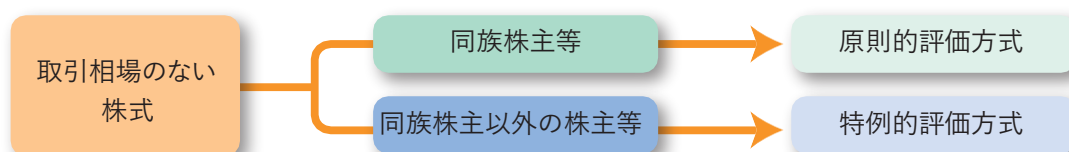
【参考】「取引相場のない株式」の評価方法

中小企業の事業承継における相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の活用にあたっては、自社の非上場株式の価値を評価する必要があります。

非上場の中小企業の株式は「取引相場のない株式」です。「取引相場のない株式」とは、上場株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいいます。

評価上の区分

「取引相場のない株式」の評価方法は、その株式を取得した株主の態様などによって異なります^(注)。同族株主等（議決権割合が30%以上である同族株主グループに属している一定の株主など）が取得した株式については、原則的評価方式で評価します。同族株主以外の株主等（従業員株主である少数株主などの同族株主等に該当しない株主）が取得した株式については、特例的評価方式（配当還元方式）で評価します。



（注）評価方法については、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等によって、上記の区分（評価方式）と異なる場合があります。

原則的評価方式

原則的評価方式としては、類似業種比準方式と純資産価額方式があります。

類似業種比準方式

類似業種比準価額^(注1) =

$$\text{類似業種の株価} \times \frac{\frac{\text{配当 (B)}}{\text{B}} + \frac{\text{利益 (C)}}{\text{C}} + \frac{\text{簿価純資産 (D)}}{\text{D}}}{3} \times 0.7 \quad (\text{注2})$$

（B、C及びDは評価会社の1株当たりの金額
B、C及びDは類似業種の1株当たりの金額）

（注1）1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額を基として計算した金額（直前期末の資本金等の額を直前期末の発行済株式数で除した金額が50円以外の金額である場合は、その計算した金額に、1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗じて計算した金額）

（注2）大会社の場合は0.7、中会社の場合は0.6、小会社の場合は0.5

純資産価額方式

$$1\text{株当たりの純資産価額} = \frac{\text{各資産の相続税評価額の合計額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等に相当する金額 (注)}}{\text{発行済株式数}}$$

（注）評価差額に対する法人税額等に相当する金額 = $\left[\frac{\text{相続税評価額による純資産価額} - \text{帳簿価額による純資産価額}}{\text{発行済株式数}} \right] \times 38\%$
（マイナスとなる場合は「0」）

特例的評価方式

特例的評価方式としては、配当還元方式があります。同族株主以外の株主等が取得した株式については、会社の規模にかかわらず配当還元方式によって評価します。

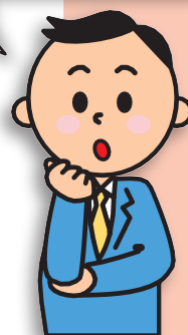
配当還元方式

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額 (注)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

（注）年配当金額 = $\frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2}$ ÷ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数

（注）年配当金額が2円50銭未満となる場合、又は無配の場合は2円50銭

非上場会社の株式って、どうやって値段がわかるの？



事業承継税制

【参考】会社の規模による区分と評価方式

原則的評価方式で評価する場合には、会社の規模に応じて、下記の表の「原則」と記載のある評価方式を用います。ただし、納税者の選択によって「例外」と記載のある評価方式を用いることもできます。

会社の規模	類似業種比準方式	併用方式	純資産価額方式
大会社	原則	—	例外
中会社	大	原則：類似業種比準価額 × 90% + 1株当たりの純資産価額 × 10%	例外
	中	原則：類似業種比準価額 × 75% + 1株当たりの純資産価額 × 25%	例外
	小	原則：類似業種比準価額 × 60% + 1株当たりの純資産価額 × 40%	例外
小会社	—	例外：類似業種比準価額 × 50% + 1株当たりの純資産価額 × 50%	原則

会社規模判定表

従業員数70人以上

大会社

従業員数70人未満

下記の表により
会社規模判定

総資産価額 (帳簿価額)			従業員数	取引金額			会社の規模
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上	中会社の大
2億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上	20人超 35人以下	3.5億円以上	2.5億円以上	2億円以上	中会社の中
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超 20人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	中会社の小
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

(イ)

(ロ)

(ハ)

- ① 総資産価額（帳簿価額）（イ）と従業員数（ロ）とのいずれか下位の区分を採用します。
- ② ①と取引金額（ハ）のいずれか上位の区分により会社規模を判定します。

※国税庁のホームページで、類似業種比準方式により評価する場合に必要な業種目別の1株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額及び株価が各年毎に掲載されています。

評価上の区分や各評価方式の計算方法など、詳しくは国税庁ホームページを御参照ください。

<https://www.nta.go.jp/>

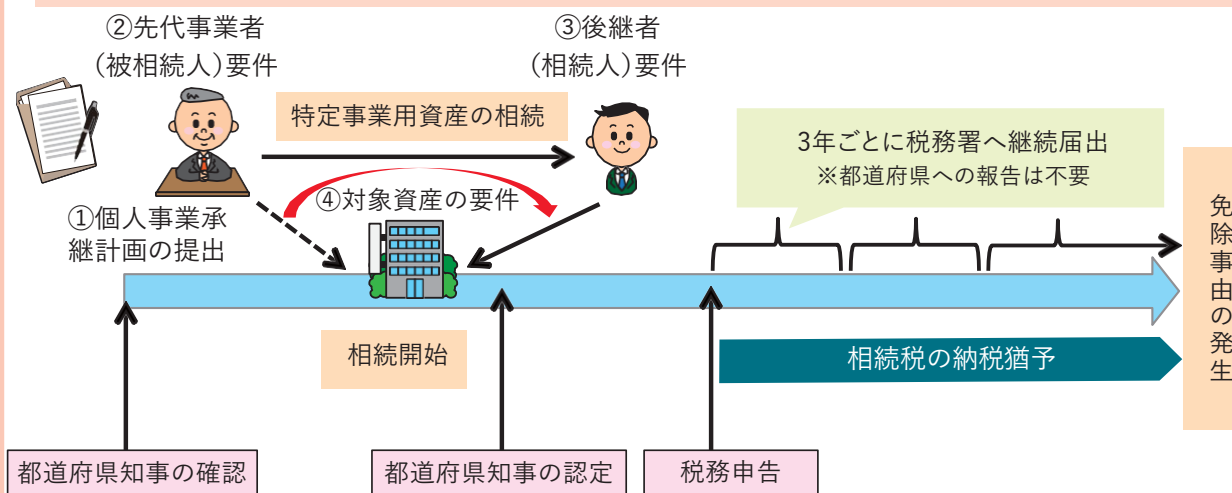
先代事業者に相続等があった場合

個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予及び免除制度

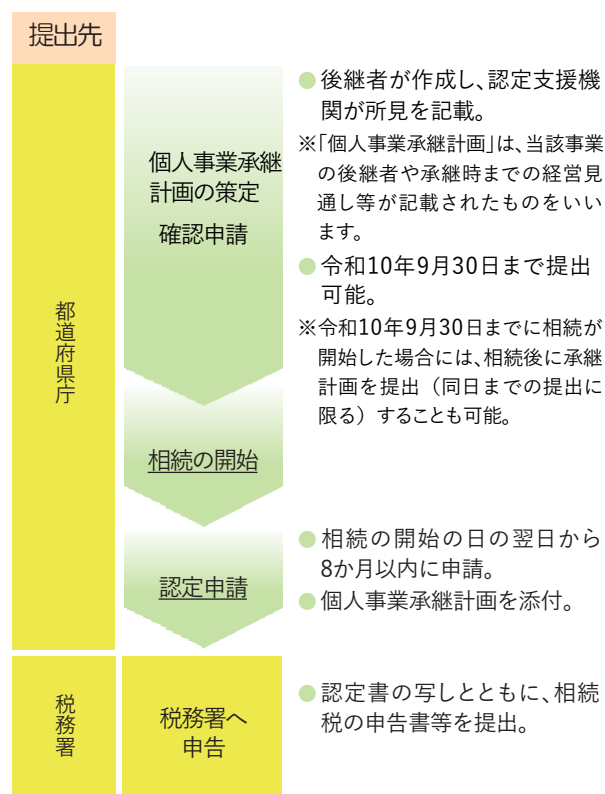
後継者が相続等により特定事業用資産を取得し、一定の要件を満たす場合には、特定事業用資産に係る相続税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

なお、個人版事業承継税制と特定事業用宅地等の小規模宅地等の特例（P60参照）とは選択適用になります。詳細な要件等については、中小企業庁ホームページと国税庁ホームページよりご確認ください。

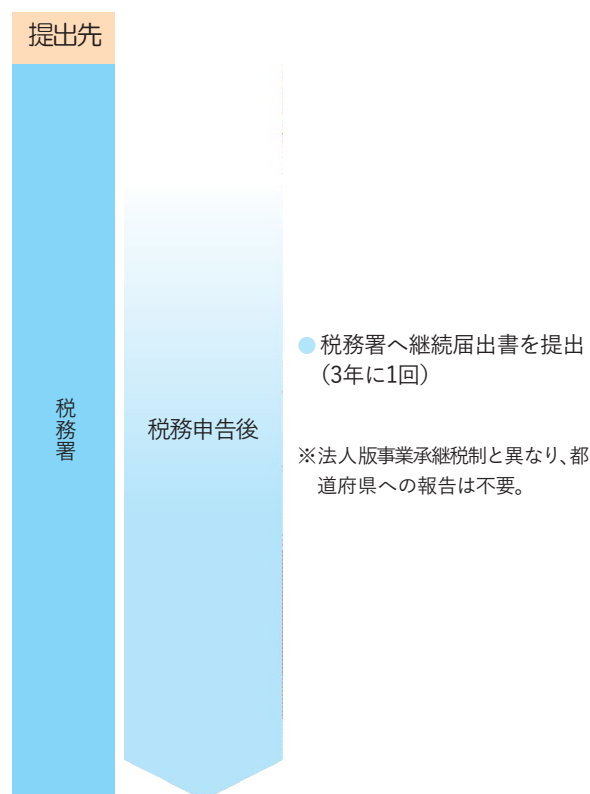
相続税の納税猶予及び免除制度の概要



認定を受けるまでの手続きの流れ



認定を受けた後の手続きの流れ



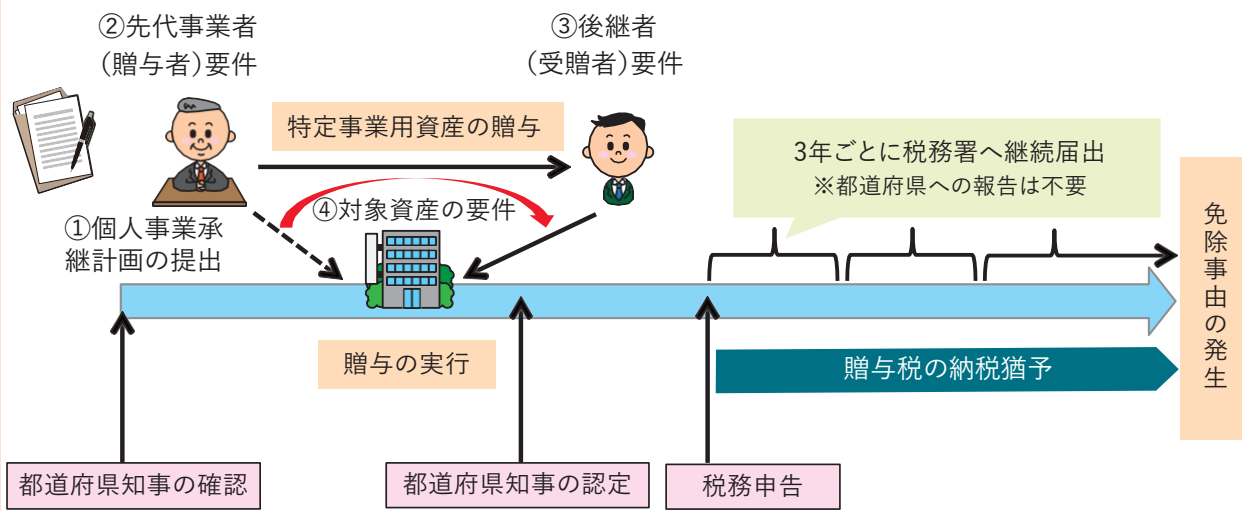
事業承継税制

先代事業者から贈与があった場合

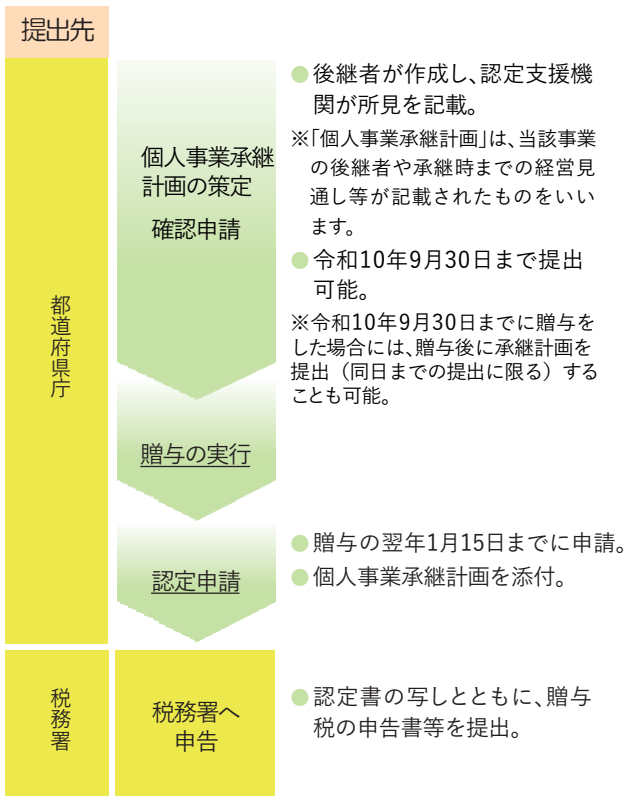
個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予及び免除制度

後継者が贈与により特定事業用資産を取得し、一定の要件を満たす場合には、特定事業用資産に係る贈与税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。詳細な要件等については、中小企業庁ホームページと国税庁ホームページよりご確認ください。

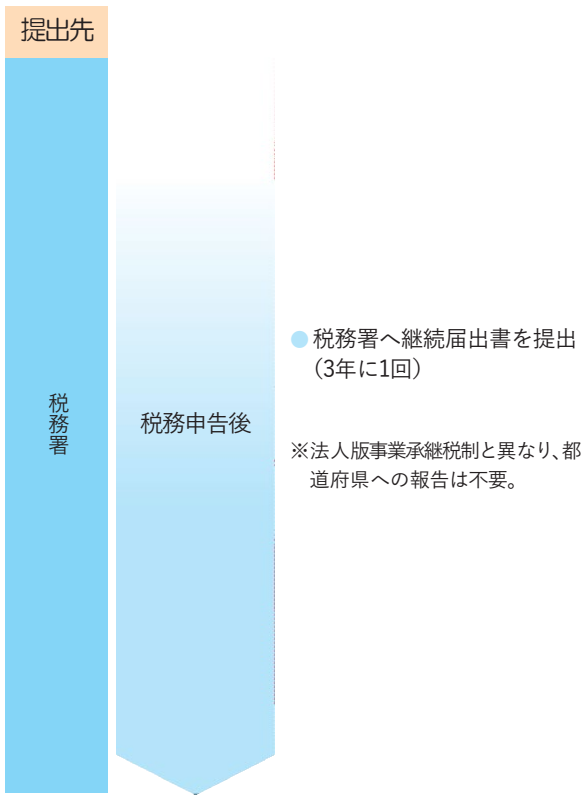
贈与税の納税猶予及び免除制度の概要



認定を受けるまでの手続きの流れ



認定を受けた後の手続きの流れ



【参考】土地等の相続があった場合の特例措置

小規模宅地等の特例

一定の宅地等(相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等)を相続した場合には、その宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、相続税の課税価格から一定の割合を減額する制度です。

宅地等		減額される割合	適用対象限度面積
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	特定事業用（貸付事業以外）	80%	400㎡
	特定同族会社事業用	80%	400㎡
	貸付事業用	50%	200㎡
特定居住用		80%	330㎡

※宅地等とは、宅地及び借地権をいいます。

特定事業用宅地等について

特定事業用宅地等（申告期限まで事業を継続すること等の条件がある）は、400㎡まで評価額の80%が減額されます。また、一定の要件を満たす同族会社の事業の用に供されていた宅地等（特定同族会社事業用宅地等）についても同様の減額があります。なお、個人版事業承継税制と特定事業用宅地等の小規模宅地等の特例は選択適用となります。



【計算例】

相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が事業用として使っていました。その土地の評価額(路線価)は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

$$(\text{減額される額}) \quad 1\text{億円} \times \frac{400\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 8,000\text{万円}$$

$$(\text{相続税の課税価格}) \quad 1\text{億円} - 8,000\text{万円} = 2,000\text{万円}$$

特定居住用宅地等について

特定居住用宅地等(申告期限まで居住を継続すること等の条件がある)は、330㎡まで評価額の80%が減額されます。



【計算例】

相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が居住用として使っていました。その土地の評価額(路線価)は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

$$(\text{減額される額}) \quad 1\text{億円} \times \frac{330\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 6,600\text{万円}$$

$$(\text{相続税の課税価格}) \quad 1\text{億円} - 6,600\text{万円} = 3,400\text{万円}$$

条文

○小規模宅地等の特例

租税特別措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）

20

不動産取得税の特例

～M&Aを通じた社外への事業承継を支援します～

制度の概要

本制度は、他者から事業承継を行うために、事業譲渡を実施する場合に、不動産の権利移転等に際して生じる不動産取得税を軽減するものです。

適用対象者

特定事業者等（※）であって、他の特定事業者等から事業譲渡により事業を承継することを内容に含む経営力向上計画を策定した上、当該計画につき認定を受けたもの

※P9の中小事業者等に該当する場合を指します。

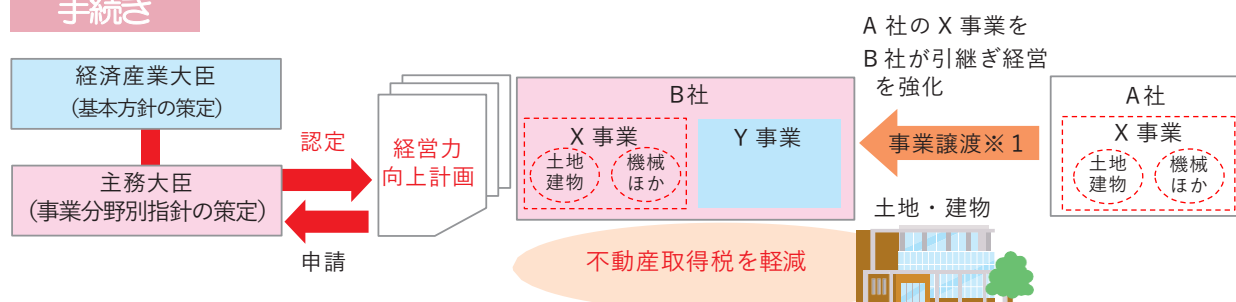
適用期間

令和10年3月31日までに中小企業等経営強化法の認定を受け、期限までに認定計画に従い不動産を取得すること

対象資産

他の特定事業者等から事業譲渡により取得する土地・建物

手続き



※1 グループ内における一定の事業譲渡も対象となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P23をご参照ください。

(1)経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。

他の特定事業者等との間で事業譲渡の事前合意の後、引き継いだ事業に関する経営力向上を行うことを内容とする経営力向上計画を策定した上、都道府県を経由して主務大臣に申請し、認定を受けてください。

(2)事業譲渡の実行

主務大臣の認定を受けた後、事業譲渡を行ってください。なお、登記申請の際、主務大臣名義の証明書添付して申請する必要があります。

<不動産取得税の課税標準の特例>	通常税率	計画認定時の課税標準 (事業譲渡の場合※3)
土地 住宅	3.0%※2	1/6減額相当 (税率にすると2.5%)
住宅以外の 家屋	4.0%	1/6減額相当 (税率にすると3.3%)

※2 令和9年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には30%に軽減。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※3 合併・一定の会社分割の場合には非課税

問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821(平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

条文

地方税法附則第11条第13項(不動産取得税の課税標準の特例)

特別事業再編計画に係る登録免許税の軽減

～成長志向の中堅・中小企業が行うグループ化の取組みを後押しします～

制度の概要

本制度は、中堅・中小企業が行うグループ化の取組みを「特別事業再編計画」として認定し、この計画に基づき行う合併・分割等に係る登録免許税を軽減するものです。

軽減措置の適用対象		通常の税率	特別事業再編税率
合併時の増資の登記 (純増部分)		0.15%	0.1%
分割時の増資の登記		0.7%	0.15%
譲受け時の登記	不動産	2.0%	0.3%
	船舶	2.0%	1.2%
合併時の登記	不動産	2.8%	1.8%
	船舶	0.4%	0.1%
分割時の登記	不動産	0.4%	0.2%
	船舶	2.0%	0.1%
		2.8%	1.8%

適用対象者

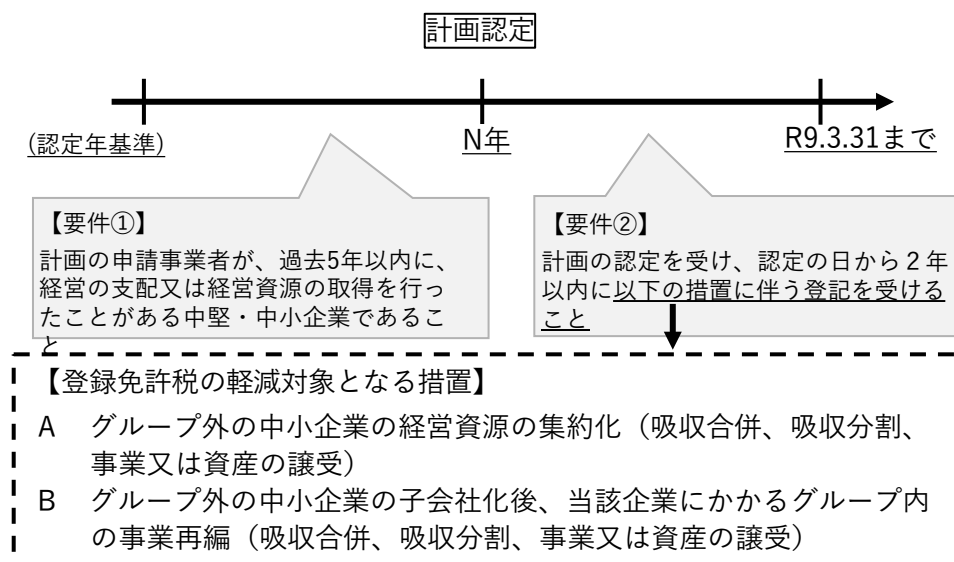
特別事業再編計画の認定を受けた、当該特別事業再編に伴う登記を行う事業者が対象です。

適用期間

令和9年3月31日までに特別事業再編計画の認定を受けている場合であって、**認定の日から2年以内に受ける登記**に適用されます。

対象措置

計画に基づいて行われる下記A及びBの措置が対象です。



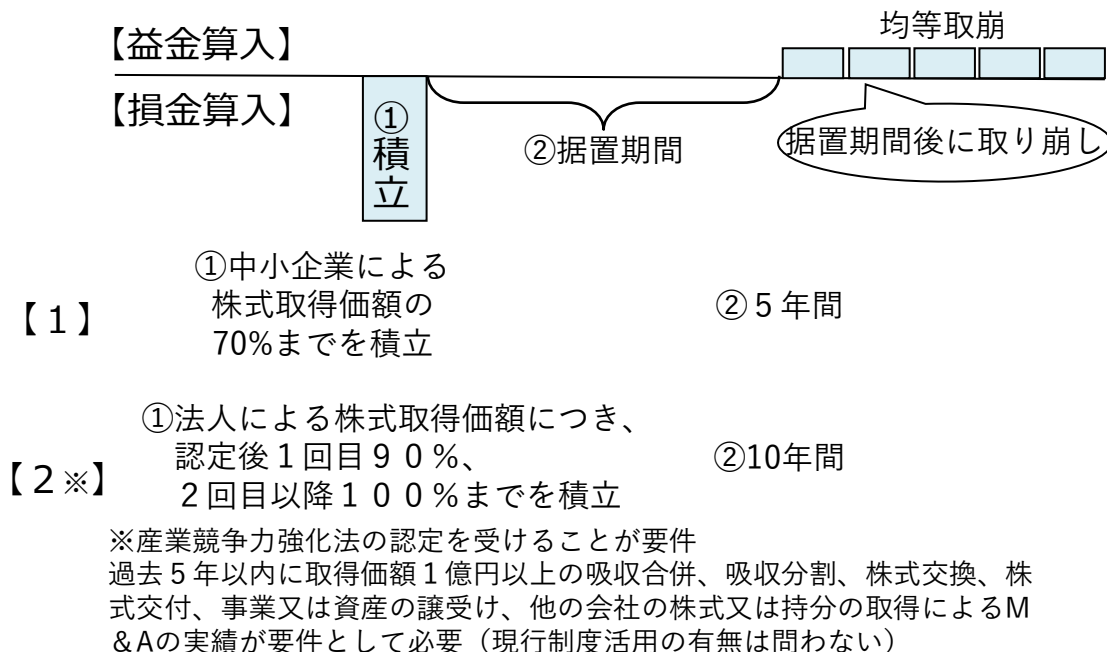
問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター（中小企業向け）
電話：03-6281-9821（平日9：30-12：00、13：00-17：00）
経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課（中堅企業向け）
電話：03-3501-1697（内線2751）

～中堅・中小企業によるM&Aを後押しします～

制度の概要

経営資源の集約化(M&A)によって【1】生産性向上等を目指す経営力向上計画の認定を受けた中小企業、【2】特別事業再編計画の認定を受けた特定中堅企業及び中小企業が、計画に基づいてM&Aを実施した場合に、以下の措置が活用できます。



計画の認定期限

令和9年3月31日までに【1】事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたもの、または【2】特別事業再編計画の認定を受けたもの

適用対象者

- 【1】** 青色申告書を提出する「中小企業者」（※1）で、事業承継等事前調査（※2）に関する事項が記載された中小企業等経営強化法第17条第1項の認定を受けた同法の「特定事業者等」に該当するもの（※3）
- 【2】** 青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画の認定を受けた同法第46条の2に規定する認定特別事業再編事業者である法人（※3）

※1 P9参照

※2 事業承継等事前調査とは、M&Aによる買手企業が売手企業に対して行う調査で、法務、財務、税務等の観点から、引き継ぐ経営資源について損害が生ずるおそれがないか調査を行うもので、一般的にデュー・デリジェンス（DD）と呼ばれています。認定にあたっては、十分な事前調査が実施されているかどうか、「事業承継等事前調査チェックシート」を元に確認を行いますので、計画申請時にチェックシートについても提出ください。

※3 支払限度額が5億円超の表明保証保険（※4）を契約している場合を除く。

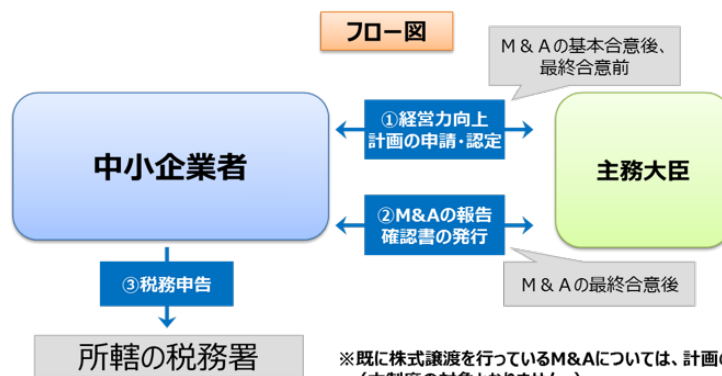
※4 株式等の売買契約における売主表明事項（売主から表明された当該売主又は当該株式等を発行した法人の法務に関する事項、財務に関する事項、税務に関する事項、労務に関する事項その他の事項をいう）につき正確でない、又は真実でない事実があり、当該売主表明事項と異なる事実が生じたことによつてその取得をした法人に損害が生じた場合に保険金を支払う定めのある保険を指します。

措置の内容

- 【1】 株式取得によってM&Aを実施する場合に（取得価額10億円以下に限る）、株式等の取得価額として計上する金額（取得価額、手数料等）の70%以下の金額を準備金として積み立てた時は、その事業年度において損金算入できます。
- 減損や株式売却を行った場合などの取崩要件に該当した場合は、準備金の全部又は一部を取り崩して、取崩額を益金算入します。
- 取崩要件に該当しないまま5年経過した場合、その後の5年間をかけて均等額で準備金を取り崩し、益金算入されます。
- 【2】 株式取得によってM&Aを実施する場合に（取得価額1億円以上100億円以下に限る）、株式等の取得価額として計上する金額（取得価額、手数料等）の最大100%（※）以下の金額を準備金として積み立てた時は、その事業年度において損金算入できます。
- 減損や株式売却を行った場合などの取崩要件に該当した場合は、準備金の全部又は一部を取り崩して、取崩額を益金算入します。
- 取崩要件に該当しないまま10年経過した場合、その後の5年間をかけて均等額で準備金を取り崩し、益金算入されます。
- ※認定特別事業再編計画に従って株式取得によるM&Aを行った場合、当該認定計画における1回目の株式取得によるM&Aを行った場合は90%、2回目以降の株式取得によるM&Aを行った場合は100%。

適用手続

- 【1】
- M&Aの相手方が決まったタイミング（基本合意後等）で、経営力向上の内容に株式譲渡を含み、かつ事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を策定し、主務大臣の認定を受けてください。申請時に、併せて事業承継等事前調査チェックシートを作成し、添付してください。
※事業承継等事前調査の実施は、計画の認定前後を問いません。ただし、最終合意前に事業承継等事前調査を終了する必要があります。
 - 認定計画の内容に従って株式取得を実行した後、主務大臣に対して事業承継等を実施したこと及び事業承継等事前調査の内容について報告し、確認書の交付を受けてください。
 - 税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入できます。税務申告に際しては、（1）の申請書、（1）の認定書及び（2）の確認書（いずれも写し）並びに適用額明細書を添付してください。



適用手続

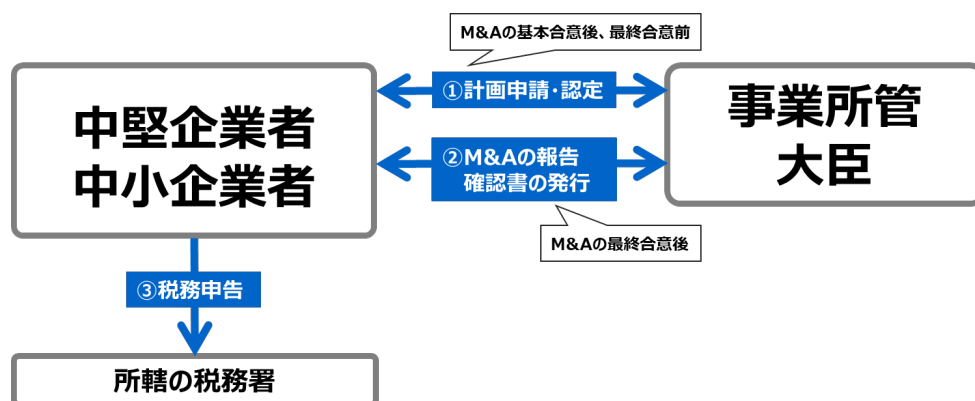
【2】

- (1) M&Aの相手方が決まったタイミング（基本合意後等）で、計画概要を事前相談いただき、要件をすり合わせたうえで株式取得を含む特別事業再編計画を策定の上、主務大臣の認定を受けてください。また申請時に、課税の特例の確認申請書も添付し、確認書の交付を受けてください。

※DDについては、申請後に行う必要があります。

※中堅企業者については、特定中堅企業者であって、十分な経営能力の確認を受ける必要があります。

- (2) 認定計画の内容に従って株式取得を実行した後、主務大臣に対してM&Aを実施したこと及びDDの内容について報告し、確認書の交付を受けてください。
- (3) 税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入できます。税務申告に際しては、（1）の認定書、（1）の課税の特例確認書及び（2）の確認書（いずれも写し）並びに適用額明細書を添付してください。



取崩要件

- ・経営力向上計画の認定を取り消された場合（全額）
- ・特別事業再編計画の認定を取り消された場合（全額）
- ・取得した株式を売却等を行うことで所有しなくなった場合（全額または相当分）
- ・株式を取得した法人が合併により合併法人に当該株式を移転した場合（全額）
- ・取得した株式を発行する法人が解散した場合（全額）
- ・取得した株式の帳簿価額を減額した場合（相当分）
- ・株式を取得した法人が解散した場合（全額）
- ・株式を取得した法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は取り止めた場合（全額）
- ・表明保証保険契約を締結した場合（全額）
- ・それ以外の場合において準備金を取り崩した場合（相当分）

対象行為

【1】

他の特定事業者等※1の株式等を取得するもの※2であって、事業の承継を伴う※3もの

※1 特定事業者等とは中小企業等経営強化法上の特定事業者等を指します。（P9参照）

※2 事業譲渡や合併などは、本税制（準備金の積立）の対象外です。

※3 「事業の承継を伴う」取組であることが必要であり、実質的に事業の承継といえないものは除かれます。

<対象外となるケースの具体例>

- ・同一の者に支配された法人間（グループ間）での事業の移転
- ・親族内での株式移転

【2】

特定中堅企業者※1※2又は中小企業者が、他の事業者（中小企業者に限る）の株式又は持分の取得（議決権の過半数を保有することとなるものに限る）をするもの※3※4

※1 中堅企業者・中小企業者は、産業競争力強化法上の定義によります。

※2 特定中堅企業者は、外部評価委員会から十分な経営能力の確認を受け、「パートナーシップ構築宣言」を公表している必要があります。

※3 分割や合併などは、本税制（準備金の積立）の対象外です。

※4 他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用し、新たな需要を相当程度開拓することを目的とするものに限りません。

<対象外となるケースの具体例>

- ・グループ内での再編行為
- ・外国法人の株式の取得

問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター（中小企業向け）

電話：03-6281-9821（平日9：30-12：00, 13：00-17：00）

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課（中堅企業向け）

電話：03-3501-1697（内線2751）

本税制の適用に関する一般的なご質問やご相談については国税局電話相談センター（P29参照）、個別の取引に関するご相談は税理士又は所轄の税務署にご連絡ください。

23

エンジェル税制

～個人によるスタートアップ投資・起業を応援します～

制度の概要

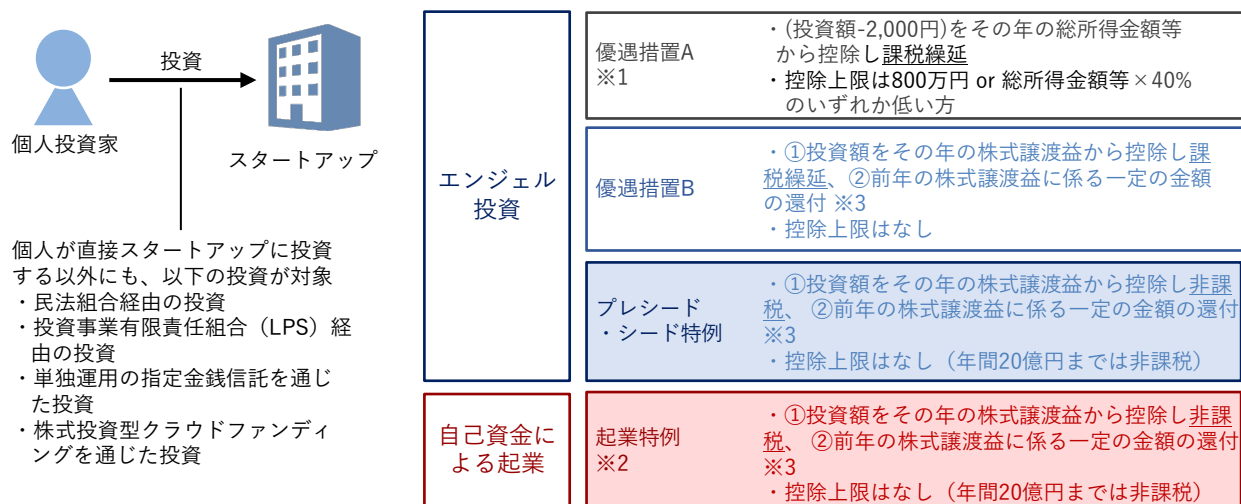
本制度は、スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。スタートアップに対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と、譲渡（売却）時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることができます。

<株式投資時点>

- ①投資した年の総所得金額等や株式譲渡益に対して、投資額に応じた所得控除の措置を受けることができます。
- ②その上でなお控除しきれない投資額がある場合、前年の株式譲渡益に係る所得税のうち、投資した年の株式譲渡益から控除しきれない投資額に対応する部分の金額の還付を受ける*ことができます。（注）

* 2026年1月1日以降に取得した株式が対象であり、投資の前年の所得税に係る確定申告書に所定の書類を添付して提出期限までに提出することが必要です。

- （注）
- ・優遇措置Aの適用を受けた場合は、控除しきれない投資額があったとしても還付を受けることはできません。
 - ・前年に優遇措置B、プレシード・シード特例又は起業特例の適用を受けている場合は、その適用後の株式譲渡益が対象となります。
 - ・投資した年に株式譲渡益がない場合であっても、措置の対象となります。



※1：優遇措置Aについて、プレシード・シード特例の設立年数毎の企業要件（各事業年度における営業損益0未満等）を追加で満たす場合、外部資本比率の要件が1/6以上から1/20以上に緩和。

※2：起業特例（自己資金による起業に係る非課税措置）については、民法組合等を經由する場合は含まれず、対象となる個人は会社を発起設立した発起人に限られる。

※3：2026年1月1日以降に取得した株式が対象であり、投資の前年の所得税に係る確定申告書に所定の書類を添付して提出期限までに提出することが必要。

<株式譲渡（売却）時点>

譲渡損失が発生した場合、翌年以降3年にわたり、他の株式譲渡益との通算が可能です。

なお、スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて売却損失（売却益）を計算します。

税制の利用にあたり、要件・手続きがございますので、詳細は経済産業省のホームページに掲載されているエンジェル税制申請ガイドライン等をご確認下さい。

個人投資家要件

<各措置で共通>

- ・投資した会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（特定事業主）及びその親族等でないこと
- ・金銭の払込みにより、対象となる企業の株式を取得していること

<エンジェル投資に対する措置のみの要件>

- ・投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合が初めて50%超になる時における株主グループに属していないこと（同族要件）
※同族会社とは、その会社の上位3位までの株主グループ(個人とその親族等)が、当該企業の株式等を50%超保有している会社を指す。投資先企業が同族会社にあたる場合には、個人投資家は上記の通り一定の株主グループに属していないことが必要。

<自己資金による起業に対する措置のみの要件>

- ・発起人として、株式会社を設立していること

スタートアップ要

- ・設立年数が一定未満であること
（優遇措置B：10年、優遇措置A、プレシード・シード特例：5年、起業特例：1年）
- ・設立経過年数（事業年度）毎の要件を満たすこと
（研究者あるいは新事業活動従事者の人数、投資を受けた事業年度の前事業年度における試験研究費等合計額が収入金額に占める割合に関する要件等）
- ・外部（特定の株主グループ以外）から一定以上の投資を取り入れている会社であること
（優遇措置A、B：1/6、プレシード・シード特例：1/20、起業特例：1/100）
- ・大規模法人グループの所有に属さないこと
- ・未登録・未上場の株式会社であること
- ・風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと 等

適用手続

<スタートアップ>

- ・スタートアップは、個人投資家から払込みを受けた後、その払込みがエンジェル税制の適用対象であるかどうかの確認を、都道府県に対して申請する必要があります。
- ※資金調達前にスタートアップがエンジェル税制の対象か否かについて確認を受けることができる制度（事前確認制度）がある。

<個人投資家>

- ・確定申告書等に必要事項を記載し、「都道府県知事の確認書」等を添付して所轄の税務署に申告してください。

条文

租税特別措置法

第37条の13（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）【所得税】

第37条の13の2（特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等）【所得税】

第37条の13の3（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）【所得税】

第41条の18の4（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）【所得税】

よくある質問とその回答

Q 有償新株予約権の取扱い

【問】 有償新株予約権はエンジェル税制の対象になりますか？

【答】 令和6年度税制改正により、個人投資家が発行会社の株式を取得した時点（新株予約権の行使日）で、エンジェル税制の全ての要件を満たす場合、一定の新株予約権の取得に要した金額も、税制の対象である株式の取得に要した金額に含めることとされました。
ここで、一定の新株予約権とは、その取得時に払込みを行う新株予約権（いわゆる有償新株予約権であり、J-KISS等）です。
なお、2024年4月1日以降に新株予約権を取得した場合で、当該新株予約権の行使に伴う払込みにより株式を取得した場合のみ対象となりますので、ご注意ください。
（2024年3月31日以前に権利取得した場合、新株予約権を行使せずに株式に強制転換される場合及び新株予約権を行使せずに新株予約権を対価として株式を取得する場合は対象となりません。）

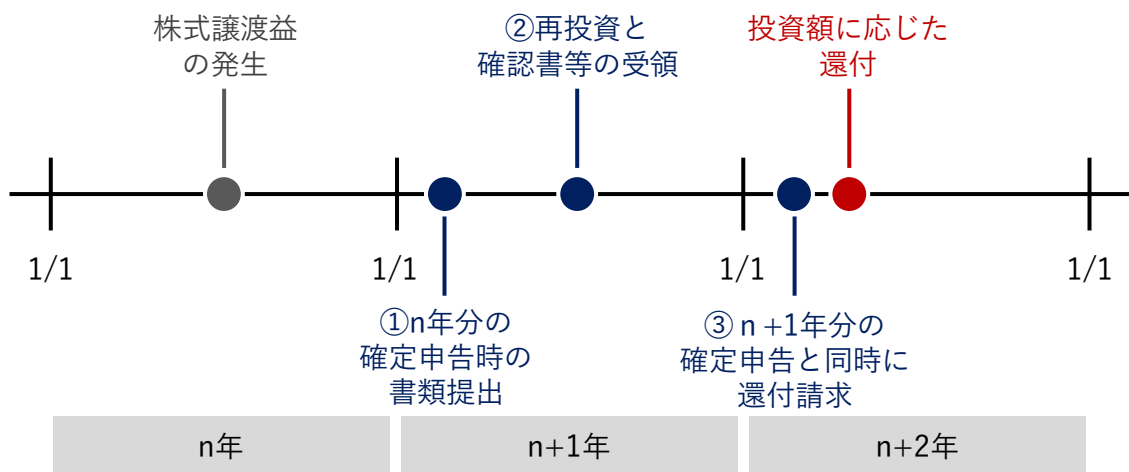
Q 投資額に応じた還付に関する手続

【問】 投資額に応じた還付を受けるにはどのような手続が必要ですか？

【答】 2026年1月1日以降に取得したスタートアップの株式について、以下の流れで、投資額のうち、翌年（ $n+1$ 年）の株式譲渡益から控除しきれなかった金額に応じた還付を受けることができます。

- ①株式譲渡益が発生した年（ n 年）分の確定申告書に翌年（ $n+1$ 年）中に払込みによりスタートアップの株式を取得する見込みである旨等を記載した書類を添付して提出期限までに提出
- ②翌年（ $n+1$ 年）中にスタートアップに対して再投資を行い、スタートアップ等から確認書等の交付を受ける
- ③スタートアップ等から交付された確認書等を添付して、原則、翌年（ $n+1$ 年）分の確定申告書と同時に、株式譲渡益が発生した年（ n 年）分の所得税に係る還付請求書を提出期限までに提出

投資額に応じた還付を受ける流れ



問い合わせ先

（制度全般）

経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課 電話：03-3501-1628
なお、企業の本店所在地の都道府県がエンジェル税制利用相談窓口となります。

24

外国人旅行者向け消費税免税制度

～インバウンド消費拡大のため、外国人旅行者向けに消費税が免除される制度です～

本制度は、令和8年11月1日から「リファンド方式」に移行されます！

制度の概要

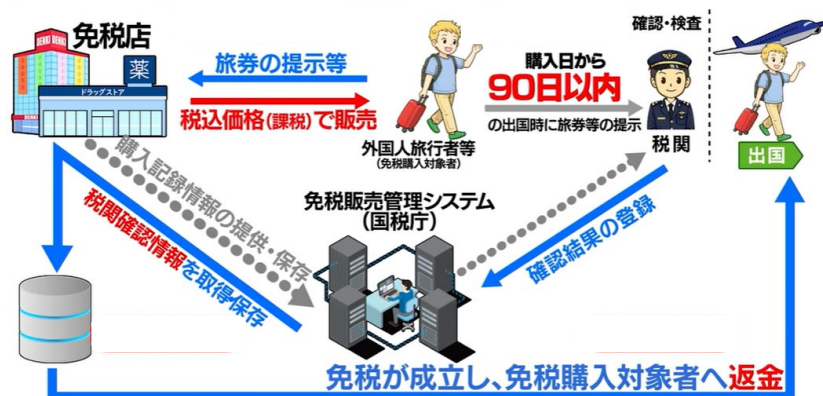
- 外国人旅行者向け消費税免税制度（免税店制度）は、輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者等の免税購入対象者に対して、その免税店において、免税対象物品を一定の方法で販売し、免税購入対象者が出国時にその免税対象物品を持ち出す（輸出する）ことにつき税関の確認を受けた場合に、消費税が免除（免税）される制度です。
- この免税店制度は令和8年11月1日から「リファンド方式」に移行しましたが、これは以前の免税店制度比べ、例えば次のような変更が行われており、免税店の事務負担が軽減されています。

		R8.10.31までに行う取引	R8.11.1以降に行う取引
免税対象物品	一般物品と消耗品の区分	必要	不要 (区分の廃止)
	消耗品の特殊包装	必要	不要 (包装の廃止)
	通常生活の用に供する物品の判断	必要	不要(注) (用途を問わない)
	免税対象金額	一般物品：5千円以上 消耗品：5千円以上50万円以下	5千円以上 (購入上限額の廃止)

(注) ただし、免税店で購入できるのは「購入者が出国時に持出しを行うことができる数量」に限られます。
また、免税対象物品外となる物品に「金貨及び白金貨」が追加されました。

- 免税店となることで、非免税店との差別化が図られ、外国人旅行者等の来店増加による売上の向上、地域経済の活性化が期待できます。

リファンド方式のイメージ



免税店の種類 免税店には、2つの種類があります。

- 一般型免税店（自動販売機型免税店以外の免税店）
- 自動販売機型免税店（自動販売機によってのみ免税販売手続等が行われる免税店）

(注) 一般型免税店は、免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせることもできます。
また、免税店は購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託して行わせることができます。

免税店となるための手続

- 免税店として営業を行うためには、税務署に申請手続を行い、事前にその許可を受ける必要があります。申請手続について、詳しくは国税庁および観光庁のウェブサイトをご参照ください。

よくある質問とその回答

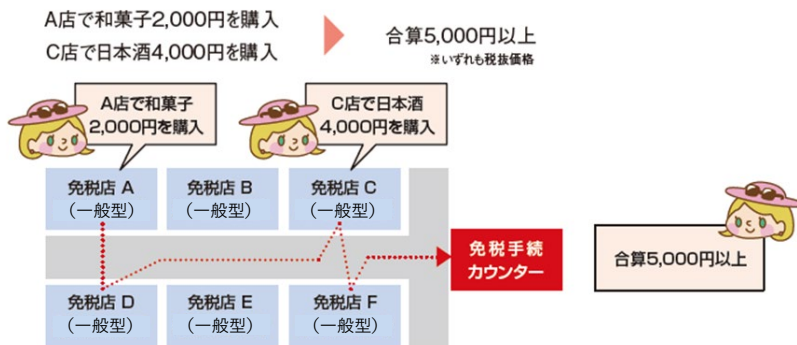
Q 免税手続きカウンターとは？

【問】一般型免税店が免税手続きカウンターを利用する場合、免税購入対象者への販売額が5,000円に満たない場合でも免税適用の対象となるのですか？

【答】承認免税事業者（免税手続きカウンター）を利用している免税店の場合、免税手続きカウンターにおいて、他の免税店での販売額と合算して、購入下限額（5,000円以上）を判定することができます。なお、免税販売手続（購入下限額の判定や免税購入対象者からの旅券等の提示・提供、必要事項の説明など）は免税手続きカウンターで行うことになりますので、免税店での対応は不要です。

※令和8年11月以降は一般型と手続委託型の区分が廃止され、一般型に統合されます。これにより、カウンターの設置場所は「特定商業施設内」である必要はなくなります。ただし、免税手続きカウンターでの免税販売手続は一般型免税店での販売と同一日に行う必要があります。

〈免税手続きカウンターでの購入下限額の判定のイメージ〉



Q 返金手続の詳細は？

【問】リファンド方式では、免税購入対象者が税関で持出し確認を受けた後に、消費税相当額を返金するとのことですが、具体的な対応について教えてください。

【答】返金手続をどのように実施するかは消費税法令において何らルールを定めているものではありません。この点、一般的には、代行業者（購入記録情報の送信等を委託している承認送受信事業者など）が返金を行うことになると考えられます。そのため、返金手続をどのように実施するのかについて、まずは承認送受信事業者に相談することが考えられます。

Q 制度の詳細は？

【問】リファンド方式について、詳しくその内容を教えてください。

【答】リファンド方式の詳細は、国税庁・観光庁のウェブサイトをご参照ください。

（国税庁Web）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm>

（観光庁Web） https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01_000001_00019.html

問い合わせ先

各経済産業局 流通・サービス産業課等
経済産業省 商務・サービスグループ 流通政策課
電話：03-3501-1708（内線4161）
中小企業庁 経営支援部 商業課
電話：03-3501-1511（内線 5361～6）

25

消費税の特例

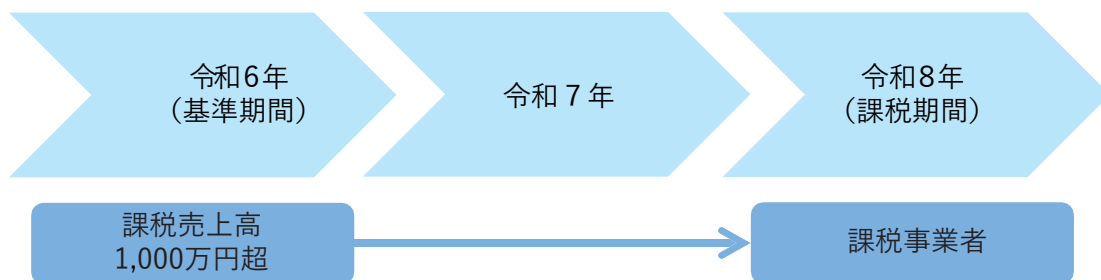
(1) 事業者免税点制度

～消費税の納税義務が免除されます～

制度の概要

国内で課税対象となる取引を行った事業者は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります。ただし、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、その課税期間に行った課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます（免税事業者）。

個人事業者の場合の基準期間と課税期間



※令和6年の課税売上高が1,000万円を超える場合、令和8年は課税事業者となります。

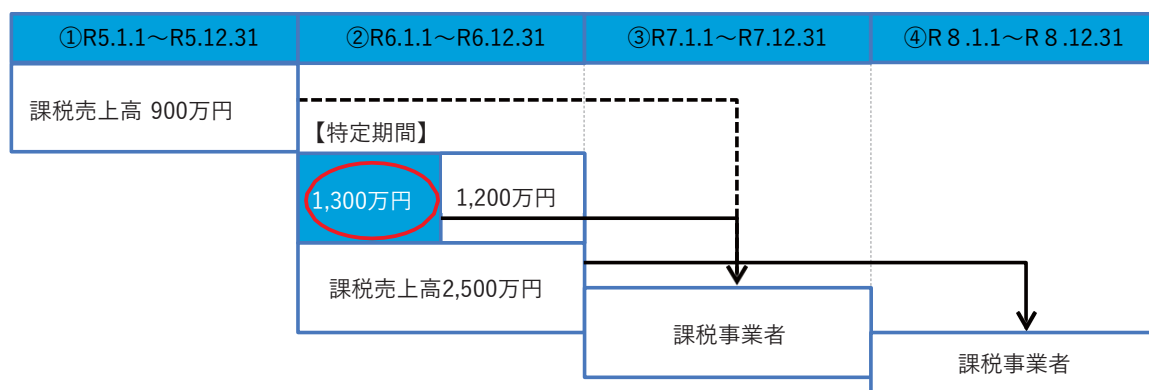
● CHECK!!

基準期間とは、消費税の納税義務が免除されるか、あるいは簡易課税制度（次ページ参照）を適用できるかどうか等を判断する基準となる期間をいいます。原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録を受けている場合や特定期間（※）の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間は課税事業者となります。

※特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

特定期間による事業者免税点制度



②の課税期間の6か月間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えると、③の課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額の合計額を用いて判定することもできます。

(2) 消費税の簡易課税制度

～消費税の申告・納付にかかる事務負担を軽減します～

制度の概要

簡易課税制度とは、申告・納付する消費税額について課税売上高を基に計算できる制度です。課税期間の課税標準額に対する消費税額に「みなし仕入率」を乗じて仕入控除税額を計算します。

簡易課税制度の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

適用要件

要件1	課税事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること
要件2	「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に所轄の税務署に提出していること

CHECK!!

簡易課税制度の適用を受けるには、原則として、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署に提出しなければなりません。

(※) 2割特例または3割特例（次ページ参照）の適用を受けた課税期間の翌課税期間に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その翌課税期間に係る確定申告期限まで（その翌課税期間が令和8年9月30日以前に終了する場合は、その翌課税期間中）に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

また、簡易課税制度の適用を受けている事業者がその適用をやめる場合には、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要がありますが、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、その適用をやめることはできません。

簡易課税制度の仕入控除税額の計算（1種類の事業のみを営む場合）

仕入控除税額

=

課税標準額に対する消費税額
(売上対価の返還等に係る消費税の
合計額を控除した残額)

×

みなし仕入率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)	90%
第二種事業	小売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで消費者に販売する事業）、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融・保険業、サービス業（飲食店業を除く） (第一種事業から第三種事業までの事業に該当しないもの)	50%
第六種事業	不動産業	40%

(3) 消費税インボイス制度

～中小・小規模事業者の負担軽減のための税制措置があります～

制度の概要

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されています。

インボイス制度では、買手側の事業者は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けた適格請求書（インボイス）等と帳簿を保存する必要があります（制度開始から8年間は仕入税額控除に関する経過措置が存在）。また、売手側の事業者としてインボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける必要があります。なお、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

登録申請手続や、税制改正に関する内容、制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています。

登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けるための申請手続は、e-Taxをご利用ください（郵送でも可能）。

手続の詳細は、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトにて掲載されています。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinsei.htm

中小・小規模事業者の負担軽減のための税制措置

中小・小規模事業者の負担軽減のため、以下の措置等が講じられています。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

- <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304.htm>
- <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice-review/index.htm>

○【2割特例・3割特例】

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の納税額を売上税額の2割とすることができる措置（個人事業者は令和8年分、法人は令和8年9月30日が属する課税期間まで）

※令和9年分・10年分については、免税事業者である個人事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の納税額を売上税額の3割とすることができる措置となります。

○【少額特例】

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者の行う課税仕入れに係る支払対価の額が税込1万円未満の取引につき、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除を可能とする事務負担軽減措置（令和11年9月30日までに行う課税仕入れが適用対象）

インボイス制度に関する問い合わせ先

インボイスコールセンター

TEL 0120-205-553（フリーダイヤル）【受付時間】9：00～17：00（土日祝及び年末年始を除く）

※インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けております。

個別のご相談は、所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

※補助金等の関連する支援策については、本冊子最終ページの「インボイス制度への対応に取り組む皆様へ」をご覧ください。

26

国税の猶予制度

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

制度の概要

国税を一時に納付できない場合において、法令の要件に該当する場合には、税務署に申請することにより、猶予制度(納税の猶予・換価の猶予)の適用を受けることができます。猶予が認められると、原則として1年以内の期間に限り、国税を分割して納付することができます。

適用対象者

・ 納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないと認められる場合に、所轄の税務署に申請をした方

- ①災害、病気、休業業、事業上の著しい損失など
- ②本来の期限から1年以上経過した後に修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

・ 申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないなどの一定の要件に該当する場合に、国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請をした方

※これらの猶予を受ける場合、原則として、猶予を受けようとする税額に相当する担保の提供が必要です。

制度内容

- ・ 原則として、猶予期間は1年以内の期間であり、猶予期間中の各月に分割して国税を納付していただくことになります。ただし、分割納付計画のとりの納付がない、猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となるなどの一定の事由に該当する場合は、猶予が取り消される場合があります。
- ・ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ・ 猶予期間中は、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

適用手続

- ・ 猶予の申請書に、必要な書類を添付して、所轄の税務署に提出してください(「申請による換価の猶予」の場合は、国税の納期限から6か月以内の申請が必要です)。
- ・ 税務署では、申請に基づき、猶予の許可・不許可や猶予金額・期間などを審査します。
- ・ 詳しくは、国税庁ホームページの「猶予の申請の手引」などをご参照ください。

条文

国税通則法第46条第2項、第3項(納税の猶予)
国税徴収法第151条の2(申請による換価の猶予)

問い合わせ先

- ・ 所轄の税務署(徴収担当)
- ・ 国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a03> (「納税に関する総合案内」)
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/yuyo-tebiki/index.htm> (「猶予の申請の手引」)



インボイス制度への対応に取り組む皆様へ

インボイス制度への対応に取り組む皆様へ、各種支援策をご案内しております。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_invoice.pdf



税制に関する窓口及び相談機関

①国税に関する窓口及び相談機関

全国12の国税局（事務所）に電話相談センターが設置されており、国税に関する質問又は相談に応じています。また、国税庁ホームページにおいて、各種手続の概要・届出書等の様式などが掲載されています。

■ 国税庁のホームページ

<https://www.nta.go.jp/>



②地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村においても、税の相談に応じていますので、各自治体にお問い合わせください。

より詳しく知りたい方へ

本パンフレットでご紹介した中小企業税制をご活用される場合には、各種中小企業支援のための法律の申請等が必要となる場合もありますので、下記のホームページに掲載されている各種パンフレットや手引書等も、併せて参考にしてください。

(1) 中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援施策について掲載しています。



(2) ミラサポplusホームページ

<https://mirasapo-plus.go.jp/>



(3) 経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載しています。



本パンフレットに掲載されている税制について不明な点などがございましたら、各項目に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

編集・発行